

5 仮置場候補地の選定と事前準備

(1) 仮置場の概況

ア 仮置場の位置付け等

技術資料（18-1）では、仮置場を「災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所」と定義し、「被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理・処分を行うために設置」されるものとしている。このほか、技術資料に従えば、仮置場は、「災害廃棄物処理のために自治体が設置・管理する場所であり、住民が自宅近傍に自ら設置した災害廃棄物の集積所や通常の生活ごみを収集するための集積場所とは異なる」ものとされている。

なお、技術資料では、「被災現場においては、小規模な集積所を設定して災害廃棄物を集積する場合もある」とされているところ、被災地の現場では、「住民により片付けごみ等が一時的に集積された場所のことを「集積所」と呼ぶ」とされている²⁰。

特に、この「集積所」については、仮置場の開設が不十分であったり、設置場所が被災地域から遠いなどといったことが原因で被災現場近くの「空き地」等に住民によって自然発生的に片付けごみ等が排出されてしまうケースが生じ、これを放置すると、災害廃棄物が混合状態で積み上げられ、衛生面・安全面等で危険が生じ、適正処理に時間を要してしまう²¹とされている。

このように、住民によって勝手に片付けごみ等が集積された場所は、「勝手仮置場」や「勝手集積場所」と呼ばれ、市区町村が適切に処理するために暫定的にその設置を認め、市区町村が管理する「管理集積所」とは区別されている。

イ 平時における仮置場の検討とフロー

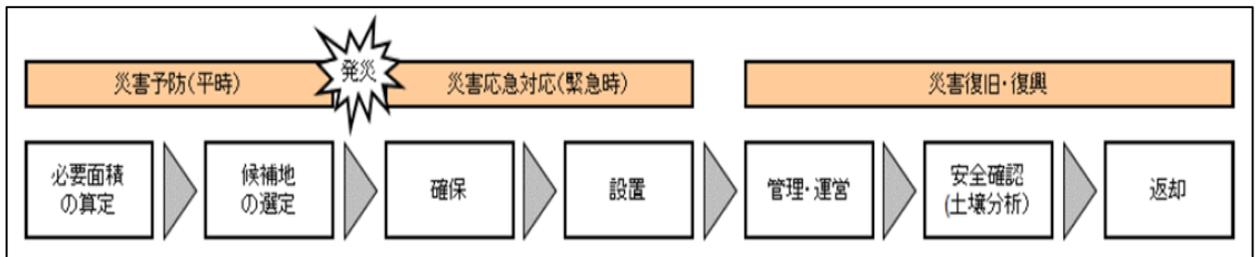
対策指針では、平時から、仮置場の利用方法について検討しておくことが求められているほか、技術資料（18-3）では、仮置場について、「被災後に初めて検討するのではなく、平時から候補地を選定し、必要面積や配置を検討するなどの事前準備を進めることで、災害発生時に円滑な運用が行えるようにしておくことが望ましい」とされている。

市区町村における仮置場の確保等に向けたフローをみたところ、図 15 のとおり、平時において、市区町村は、仮置場として必要な面積を算定し、算定結果に基づいて候補地を選定しておくことが求められている。また、発災後には、まず、これらの候補地の中から仮置場を確保・設置し、災害廃棄物の当該仮置場への搬入とともに、その管理・運営等を行うこととされている。

²⁰ 「一次仮置場設置運営の手引き」（令和 2 年 3 月環境省中国四国地方環境事務所）による。

²¹ 環境省巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会・前掲脚注 1

図 15 仮置場の確保等に向けたフロー



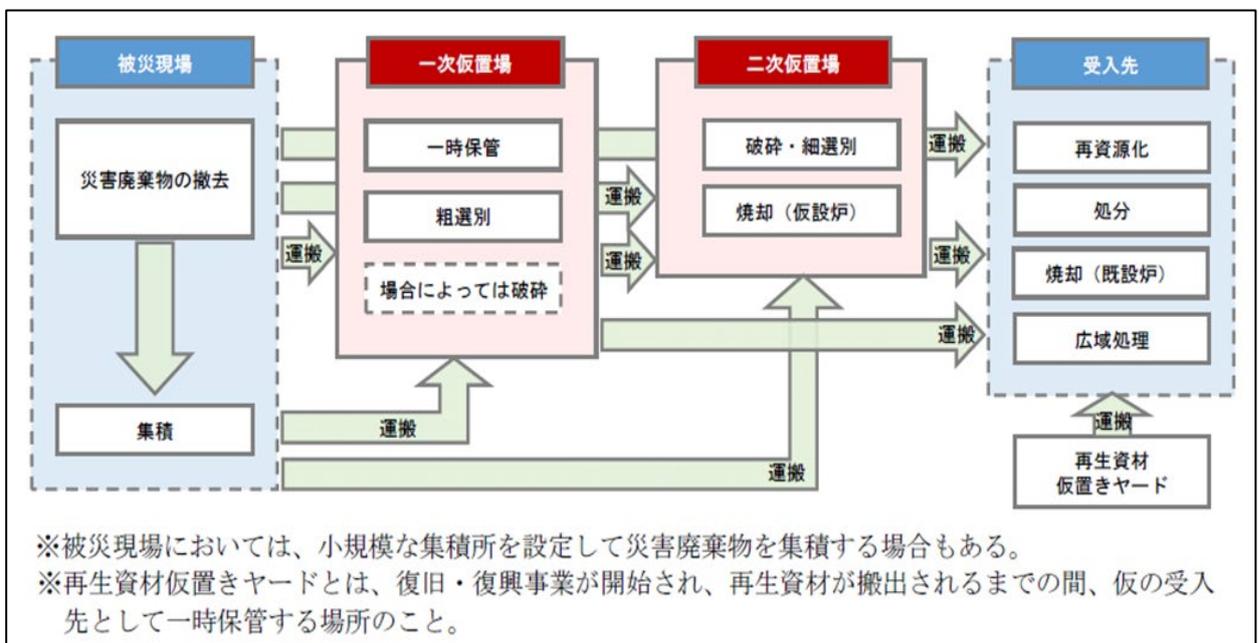
(注) 本図は、対策指針から引用

このほか、仮置場は、災害廃棄物の一連の処理フローの中で、図 16 のとおり位置付けられ、災害時に設置される仮置場では、主に、被災地域で生じ撤去された災害廃棄物の一時的な保管のほか、選別や破碎などの作業が行われることとなる。

なお、大規模災害などに伴って、大量の災害廃棄物が発生する場合によっては、必要に応じて、図 16 のように、仮置場を「一次」と「二次」に分け、それぞれ別の機能を持つ仮置場として設置される例もある。

このように、仮置場で選別や破碎等がされた災害廃棄物は、その受入先となる処理施設等に運搬され、最終的に、各施設での焼却処分のほか、再資源化（リサイクル）や埋立処理が行われることとなる。

図 16 災害廃棄物の処理フローと仮置場



※被災現場においては、小規模な集積所を設定して災害廃棄物を集積する場合もある。

※再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所のこと。

(注) 本図は、技術資料 (18-1) から引用

ウ 必要面積の算定と仮置場候補地

① 必要面積の算定

前述のとおり、技術資料（18-3）では、災害廃棄物の処理責任を有する市区町村は、平時から、仮置場の必要面積の算定や配置などの事前準備が求められている。

特に、平時に仮置場の必要面積の算定を行う目的について、技術資料（18-2）では、「想定する災害の規模感や災害に伴い発生する災害廃棄物の仮置きに必要な面積を把握し、災害時において利用可能な仮置場候補地を選定しておくため」としている。また、これに関連して、「庁内関係部局等との調整・協議を具体的に進めるためにも、仮置場の必要面積を提示することが必要」であるとされており、仮置場の必要面積の算定は、候補地の選定のほか、関係部局等との調整や協議を進めるに当たって、重要な位置付けにある。

なお、仮置場の必要面積の算定は、災害廃棄物の発生量等の推計結果を基に、仮置場内における災害廃棄物の積上げ高さや作業スペース等が考慮された上で行われるとされていることから分かります。仮置場の必要面積を算定するためには、前項（4 災害廃棄物の発生量等の推計）で取り上げた災害廃棄物の発生量等を推計しておくことが重要であると言える。

② 仮置場候補地の選定等

基本方針では、非常災害時にあつては、市区町村は、「被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や各市町村が平時に搬入している最終処分場を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行うもの」とされている。これらの内容を踏まえれば、市区町村には、域内での発生が予測される災害廃棄物を処理するため、平時から、その災害の規模に応じて、自区域内に仮置場の候補地を選定しておくことが求められていると言える。

また、対策指針では、市区町村は、候補地となる空き地等が災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえて候補地を選定する必要があるとされているほか、災害廃棄物を自ら持ち込む住民の利便性等を考慮した上で、域内に複数箇所の候補地を選定しておくことが望ましいとされている。

特に、住宅や事業所が密集した都市域にあつては、被害想定に見合った仮置場用地の確保が困難な場合が考えられるものの、試算上の必要面積を満たせずとも可能な限り候補地を選定しておくことが推奨されている。

このように、災害時に備えて、平時からの備えが求められている仮置場について、技術資料（18-3）では、i）公園やグラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾等の公有地、ii）未利用工場用地等で、今後の用途が見込まれておらず、長期にわた

って仮置場として利用が可能な民有地、iii) 二次被害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域などをその適地として挙げている。さらに、技術資料では、その所有者やインフラ設備など、市区町村が仮置場の候補地を選定するに当たってチェックすべき項目を、表 20 のとおり示している。

表 20 仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目

項目		条件	理由
所有者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有地（市区町村有地、県有地、国有地）がよい。 ・ 地域住民との関係性が良好である。 ・ (民有地である場合) 地権者の数が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため
面積	一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広いほどよい。(3,000 m²は必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な分別のため
	二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広いほどよい。(10ha 以上が好適) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設処理施設等を設置する必要があるため
平時の土地利用		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原状復旧の負担が大きくなるため
他用途での利用		<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため
望ましいインフラ（設備）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用水、飲料水を確保できること（貯水槽で可）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災が発生した場合の対応のため ・ 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力が確保できること（発電設備による対応も可）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設処理施設等の電力確保のため
土地利用規制		<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）による土地利用の規制がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続、確認に時間を要するため
土地基盤の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装されているほうがよい。 ・ 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤が硬いほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤沈下が発生しやすいため
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 暗きょ排水管が存在しないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の重量で暗きょ排水管を破損する可能性があるため
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川敷は避けたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため ・ 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため
地形・地勢		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の崩落を防ぐため ・ 車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な仮置場の整備のため

項目	条件	理由
土地の形状	・変則形状でないほうがよい。	・レイアウトが難しくなるため
道路状況	・前面道路の交通量は少ないほうがよい。	・災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため
	・前面道路は幅員 6.0m以上がよい。二車線以上がよい。	・大型車両の相互通行のため
搬入・搬出ルート	・車両の出入口を確保できること。	・災害廃棄物の搬入・搬出のため
輸送ルート	・高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾(積出基地)に近いほうがよい。	・広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため
周辺環境	・住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 ・企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	・粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため
	・鉄道路線に近接していないほうがよい。	・火災発生時の鉄道への影響を防ぐため
被害の有無	・各種災害(津波、洪水、液状化、土石流等)の被災エリアでないほうがよい。	・二次災害の発生を防ぐため
その他	・道路啓開の優先順位を考慮する。	・早期に復旧される運搬ルートを活用するため

(注) 本表は、技術資料(18-3)に基づき当省が作成

エ 国及び都道府県の役割

「国土強靱化基本計画」(平成30年12月14日閣議決定)では、環境分野における防災・減災等に資する取組として、環境省は、「災害廃棄物発生量の推計に合わせた仮置場の確保」等の取組を地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで平時から進めることで、災害廃棄物の処理に関する広域連携体制の構築を進め、廃棄物処理システムの強靱化を図るものとされ、第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和7(2025)年度を目標年次として、全国の市区町村における「災害廃棄物に係る仮置場整備率」を7割とすることが、政府の数値目標として掲げられている(表4参照)。

また、平成27年11月に策定された行動指針では、大規模災害に備えて、国は、市区町村における仮置場の設置のための用地の確保を推進する観点から、仮置場に必要面積の算定方法や候補地の選定手法を構築し、市区町村等に周知することのほか、地域ブロック協議会において、仮置場の候補地リスト等を関係者間で共有することなどが求められている。

さらに、環境省は、災対法に基づく環境省防災業務計画の中で、国有地を含めた災害廃棄物の仮置場の確保等について具体的に定めた災害廃棄物処理計画の策定を支援するものとされている。

このように、平時において国に求められる役割等が位置付けられるとともに、対策指針では、発災後、国及び被災都道府県は、市区町村に対し、国有地や都道府県有地を仮置場として提供することに協力するものとされている。

(2) 主な自然災害における支障事例等

仮置場は、災害廃棄物の一時的な保管や選別などの作業が行われ、その後の処分先での災害廃棄物処理に向かうプロセスの中で重要な位置付けにあるところ、これまで我が国で発生した主な自然災害では、「1 災害廃棄物の発生状況と課題等」で紹介したような事例のほか、例えば、表 21 のとおり、災害からの復興・復旧の妨げや遅れなどにつながるような支障事例や課題等が挙げられている。

表 21 これまでの主な自然災害における仮置場に関する支障事例等

① 東日本大震災（平成 23 年 3 月）の例



仮置場の面積が不足していたため、高く積み上げられた災害廃棄物は、圧密・腐敗・発酵により温度が上昇し、火災が起こる事態が発生

このため、火災を予防するため、災害廃棄物の山にガス抜きのための多孔管の設置や、積上高さを下げる、各所に仕切り溝や穴を掘る、夜間も監視員を配置するなどの措置が採られた。

(注)「東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」（平成 26 年 9 月環境省東北地方環境事務所・（一財）日本環境衛生センター）に基づき当省が作成

② 関東・東北豪雨（平成 27 年 9 月）の例



仮置場として開設した野球場の一部が直前まで全面水没していたため、搬入路がぬかるみ、搬入車両がその場で動けなくなってしまい、災害廃棄物の受入れを半日で中止せざるを得ない事態が発生した。

また、発災数日後に、災害廃棄物が一斉に排出されたため、市内の仮置場が不足してしまい、市の管理が追いつかないケースがみられた。

(注)「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（令和 3 年 3 月改訂。環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）に基づき当省が作成

③ 西日本豪雨（平成 30 年 7 月）の例



豪雨に伴う水が引いた後、多量の災害廃棄物が発生したが、その多くは道路の路肩に廃棄され、町内では、幹線道路を始め、各所で大渋滞が発生。住民の復旧・復興活動や避難所の運営支援のための車両の通行に大きな支障が生じた。このため、自衛隊により災害廃棄物の撤去が実施されることとなった。

(注)「平成 30 年 7 月豪雨災害記録誌」(令和 2 年 3 月岡山県)に基づき当省が作成

④ 北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月）の例



被害の大きかった地方公共団体では、避難所の運営などに人員が割かれていたため、災害廃棄物への対応は限られた人数で行い、専任の職員を置けない町もあった。そのため、一部の仮置場では、分別等を指示する管理者を置くことができず、また管理者がいても持ち込まれる廃棄物の量に対して仮置場が狭く、当初分別されていた廃棄物が、結果としてその後の分別等に多大な労力と時間を要する「混合状態」で集積された。

(注)「平成 30 年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録」(令和 3 年 3 月環境省北海道地方環境事務所)に基づき当省が作成

(3) 調査結果

ア 必要面積の把握と仮置場候補地の選定状況等

災害廃棄物の発生量の推計値を把握していた 61 市町村のうち、1 市町村²²を除いた 60 市町村において、想定される自然災害のうちのいずれかの災害(地震災害 60 市町村、水害 8 市町村、土砂災害 2 市町村)に伴って必要となる仮置場の面積を把握している状況にあった。

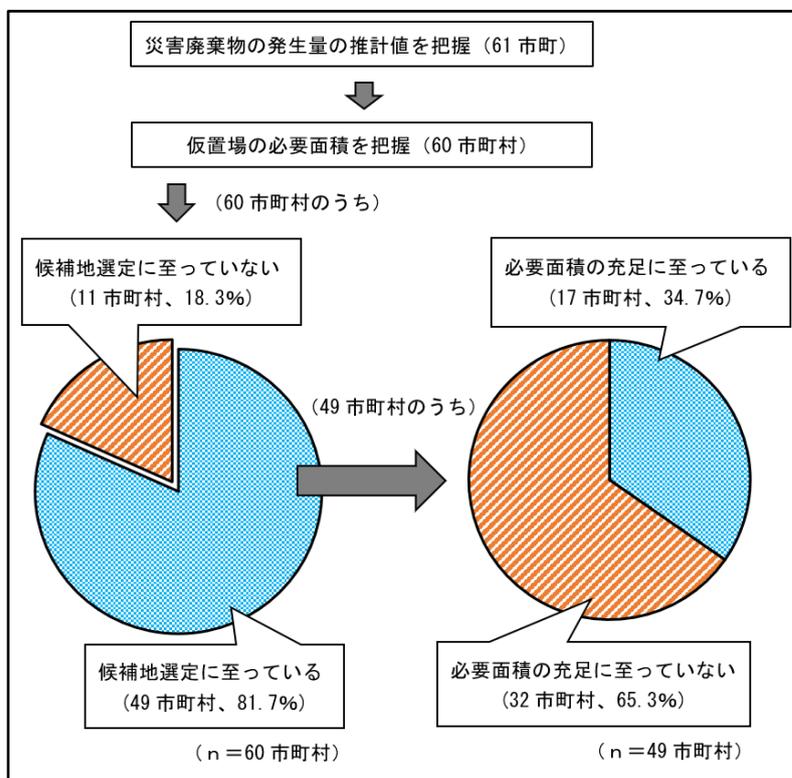
このうち、実際に仮置場の候補地を少なくとも 1 か所以上域内に選定している市町村は 49 市町村 (81.7%) みられた一方、11 市町村 (18.3%) では、仮置場として必要な面積を把握しているにもかかわらず、候補地を一つも選定していない状況がみられた。

さらに、仮置場候補地を 1 か所以上選定するに至っていた 49 市町村を対象に、各市

²² 本市町村は、環境省モデル事業により、災害廃棄物の発生量の推計値を把握するに至っているものの、災害廃棄物処理計画策定中の段階(令和 4 年 3 月中の策定を予定)にあることから、仮置場に必要な面積の把握にまで至っていないとしている。

町村が想定する災害の中で最も大きな面積を必要とする場合の仮置场面積（必要最大面積）と、実際に選定に至っている候補地の面積を比較し、その充足状況をみたところ、充足するに至っていると判断²³できた市町村は 17 市町村（34.7%）にとどまった（図 17 参照）。

図 17 仮置場候補地の選定と必要面積の充足の状況



（注）本図は、調査結果に基づき当省が作成

仮置場に必要面積を把握しているにもかかわらず、候補地を一つも選定していない 11 市町村を対象に、その理由を確認したところ、その主な理由として、表 22 のとおりの内容が挙げられた。

表 22 仮置場に必要面積を把握しているものの、候補地選定に至っていない市町村の主な理由

- 市災害廃棄物処理計画の策定から現在までの間で、具体的な仮置場候補地の検討を進めてきた結果、本市が計画上必要とするような大規模な敷地は、既に仮設住宅用の敷地とされているなど、他の用途としても活用が見込まれる状況となっていることが判明。現在は、このような他の用途として活用が見込まれる施設を候補地としない

²³ 市町村が仮置場に必要面積を「充足している（満たしている）」と回答し、かつ仮置場に必要とされる面積（最大想定）に対する選定済みの各候補地面積（合計値）の充足率が 100%以上であることを数値上確認できた市町村を「必要面積の充足に至っている」市町村として整理

方向で検討しているが、計画に記載のある最大被害を想定した仮置場の必要面積を市内で確保することに苦慮しているのが実情。現在、具体的な候補地をまさに検討している段階。また、市有地であっても、仮置場候補地として指定する前には、周辺住民への説明等のステップは必要であると認識。他方、私有地は、平常時に土地所有者の了承を得られたとしても、仮置場候補地は迷惑施設という認識が根強いので、周辺住民の理解を得られる可能性は低いと考えており、事前の候補地選定の段階で私有地を検討に加える予定はない（ただし、災害発生後に私有地を仮置場とする可能性は排除していない）。

- 市では仮置場の候補地として、市有地の公園やグラウンド、最終処分場の跡地等を検討しているが、公園等は発災時に他の利用目的（避難所や自衛隊の活動拠点等）と重複する可能性があり、最終処分場の跡地は、そもそも最終処分場を設置する時点で周辺住民に反対されたという経緯がある。そのため、仮置場として事前に周辺住民の理解を得て、調整することは困難。災害発生時には、住民側も仮置場の設置を受け入れるのではないかと考えているが、平時には住民側に切迫感もないため、仮置場の選定について事前に近隣住民の理解を得るのに苦慮
- 公園等を仮置場候補地として選定したいが、都市公園の占用には許可が必要であり、災害廃棄物仮置場は都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）で規定されている占有物件に該当しないとの見解^{（注）}もあるため、事前に仮置場候補地とすることが難しい。
（注） 環境省モデル事業では、国や地方公共団体のほか有識者による意見交換会の中で、都市公園を利用するに当たって法律・条例等でクリアすべき点（個別課題の事例）として、「都市公園法施行令第5条7項では「管理施設」として「ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む）」が規定されているが、災害廃棄物の仮置場に当たるかについての明確な見解がない」などといった意見が出された旨報告されている（「平成27年度関東地域ブロックにおける災害廃棄物処理計画作成モデル業務報告書」（平成28年3月パンフィックコンサルタンツ株式会社））。
- リストアップした広い土地は平地だけではないことから、仮置場としての活用可否の判断が必要。（簡単な造成で対応できるか否かも含めて、）他部署の管理用地について、仮置場の使用について調整するものの、広い平地は、仮設住宅候補地、避難先予定地などとバッティングしていて仮置場としての活用が難しい可能性
- 災害規模・種類、被害の態様によって仮置場の設置場所が変わってくる。状況に応じた設置となるため、平時において最終的な仮置場の特定ができない。
- 候補地として検討している公園等の多くが小規模なもので、技術資料に示されてい

る標準的なレイアウトや条件に適さない（対策指針が示す面積要件を充たす空き地が市内には少ない。）。

- ・ 現在選定中の候補地 2 か所のうち、運動公園陸上競技場は、町地域防災計画に、災害時の避難所やヘリコプター発着場の一つとして記載されており、用途の重複を避けるため、各種計画との整合性も含め他課との協議が必要。また、仮置場候補地の周辺住民との調整にも苦慮することが予想される。

(注) 1 本表は、調査結果に基づき当省が作成

2 下線は、共通する理由や特徴的な理由に付した。

このように、多くの市町村に共通する理由として、候補地として検討されている土地が仮設住宅・避難所やヘリコプターの発着場の予定地とされているなど、用途の競合があることが挙げられている。

このほか、対策指針に示された条件等に適する土地がないことや、周辺住民の理解が進まないこと、都市公園法上の占用物件に該当しないという見解があることなどが、仮置場の候補地の選定に至らない理由として挙げられた。

イ 仮置場候補地の未選定や事前準備の不足等に伴う支障事例

調査対象 70 市町村を対象に、過去の災害時において、仮置場候補地を事前に選定していなかった、又は候補地を選定していたものの事前準備が不十分であったことなどを理由として、災害廃棄物処理に支障が生じた事例について確認したところ、表 23 のとおり、様々な事例が挙げられた。

表 23 仮置場候補地の未選定や事前準備の不足等に伴う市町村の主な支障事例

【管理・運営全般（分別含む。）】

事例 1) 管理体制の不備に伴う不法投棄

事前に仮置場の選定は行っていなかったが、発災 3 日後に町内の公民館やパークゴルフ場の敷地等の合計 23 か所に仮置場を設置。その際、職員や仮置場の管理・運営等を委託した事業者が見回りを行ったが、町外からと思われる不法投棄も見受けられた。そのため、平時から、仮置場の管理体制（人員配置や見回り体制）に関する検討をしておく必要があると考えている。

事例 2) 候補地の事前選定が行われておらず、発災後に選定

豪雨による水害発生時、仮置場の事前選定を行っておらず、災害発生後に選定作業に着手。候補地の正式名称・地番・所有者の確認（地籍図を確認）などについて事前に選定作業を進めておくことで仮置場設置の労力を抑えることができたのでは

ないかと考えている。

事例 3) 分別方法が大雑把で混合ごみが発生

発災時の分別方法が、可燃、不燃、金属のようなざっくりとしたものになってしまったため、仮置場に搬入された災害廃棄物に混合ごみが多かった。分別方法については、発災後に回覧板や防災無線を用いた周知を行うだけではなく、平時に細かな分別方法を定めた上で、平時からの住民への周知を行うことが必要と考える。

【受付】

事例) 受付の準備不足に伴う搬入待ちの渋滞

搬入受付の準備不足に関連して、通常搬入と同様に計量による受付としていたため、搬入待ちの渋滞が発生。このため受付簿による搬入に変更した。搬出入の時間短縮がメリットとされた一方、搬入量が分からなくなったため、搬出量から災害廃棄物量を把握

【設営】

事例) 敷鉄板の設営がなされず車両のスタック^(注)が発生

仮置場設営の準備不足に関連して、敷鉄板を敷設していなかったため、車両のスタックが多発。このため敷鉄板の賃貸借契約を結び仮置場に敷設。災害廃棄物仮置場は土のグラウンドのため、雨によりグラウンドの状態が悪くなり車両が動けなくなることから、鉄板や碎石を敷設する必要があるが、鉄板の確保が困難であった。

(注) 車両のタイヤが雪やぬかるみにはまり、身動きが取れなくなる状況

【浸水等による被害】

事例) 指定された候補地が浸水等で使えず

災害廃棄物の仮置場の候補地として河川敷運動場が指定されているが、河川の増水や運動場への浸水によって、仮置場を設置することが困難であった。

【勝手仮置場の発生等】

事例 1) 仮置場の設置場所が遠く、住民が仮置場ではない場所に搬入

悪臭等の衛生面への配慮から、被災地区から若干離れた位置に一次仮置場を設置したが、被災住民は仮置場でない身近な場所に搬出を始めた。災害廃棄物の一次仮置場を被災地区に身近なところに設置する必要性を感じた。

事例 2) 周知不足に伴う勝手仮置場の発生等

たまたま仮置場候補地の選定作業の準備をしていたため、早急に初期対応できる仮置場を設置できた。一方で住民への被災時の周知がされていなかったこともあり、

被災地域に地元独自の集積場が設定され、分別等が不十分であったこともあり撤去するのに人手を要した。

事例3) 市の管理が行き届かず、勝手仮置場が発生

災害時、事前に仮置場候補地を選定していなかった。災害発生後も、市が管理する正規の一次仮置場は選定せず、自治会と協議の上、市がその存在を認知し住民自身が管理を行う「管理集積所」を市内に約100か所設置。しかし、管理集積所の中には、自治会の管理能力に応じて、適正に管理がなされたところと、事実上の勝手仮置場のような状態になったところが混在してしまった。

事例4) 災害廃棄物処理計画の未策定に伴う混合廃棄物

災害廃棄物処理計画の策定中に災害が発生してしまい、混合廃棄物の山が形成された。管理や監視ができる仮置場の運営体制が重要だと感じた。

事例5) 候補地の未選定に伴う無秩序な排出

地震災害時、仮置場の候補地を事前に選定しておらず、結果として無秩序な排出につながった。

【仮置場のひっ迫】

事例) 処分先が確保できず、仮置場がひっ迫

処理困難な災害廃棄物が多く、処分先が確保できないところへ、短時間に大量の災害廃棄物が搬入されたため、仮置場の運営が常にひっ迫していた。

【周知等】

事例) 誤った情報に伴う分別方法等の理解不足

SNSなどで誤った情報を得て、住民等が災害廃棄物の仮置場に指定していない支所等に災害廃棄物を持ってきたり、受入時間や分別方法を理解していなかったりした方がいた。

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

ウ 平時における仮置場候補地の選定や事前準備の必要性と課題の認識

調査対象70市町村を対象に、平時から仮置場の候補地を選定しておくことの必要性のほか、候補地が実際に発災後に円滑かつ迅速に利用可能かどうか、その利用調整や現況の調査など事前準備の必要性に対する認識について確認したところ、全ての市町村において、その必要性が認識されていた。

また、特に、どのような点からその必要性を認識しているのかについて、各市町村からの主な回答内容をみたところ、表24のとおりであった。

表 24 平時における仮置場候補地の選定や事前準備の必要性に対する市町村の主な認識

【認識①】 勝手仮置場の発生や不法投棄、トラブル等を抑止

- ・ 地震災害時には、仮置場の設置の必要はなかったが、大規模な災害時に急きょ仮置場候補地を選定する時間的な余裕はない（いつまでも住民に災害廃棄物をとどめ置いてもらうことはできず、公的な仮置場がないと勝手仮置場等が生じ、その後の処理の支障となるため）と考えており、事前に候補地を選定しておく必要性は十分認識しており、現在検討している。また、仮置場候補地だけを決めても具体的な運用は不可能であることから、候補地ごとのレイアウト案なども併せて現在検討し、それら全てを踏まえて候補地を決定する予定
- ・ 経験した地震災害では災害廃棄物の発生量も少なく、特に大きな支障はなかったが、今後、大規模な災害が発生した場合、勝手仮置場や不法投棄が発生することを懸念しており、仮置場を事前に選定しておく必要がある。一方、仮置場の事前の選定には課題もあるため、市としては、発災時、被害状況や各種拠点（給水場や自衛隊の活動拠点等）の設置状況を把握し仮置場を設置するまで、片付けごみ等は出すのを待つように広報・周知することが重要だと考えている。
- ・ 平時から仮置場候補地を選定しておくことや、設置に係る事前準備等を実施しておくことは、必要である。過去の被災現場で問題となった事例として、地方公共団体が認識していない「勝手仮置場の発生」と「ごみの混廃化」が指摘されている。勝手仮置場が多数発生してしまうと、収集や解消に多大な労力を要し、結果的に、災害廃棄物の処理等に遅れが生じてしまうため、一次仮置場を早期に開設することが重要。そのためには、平時のうちに災害廃棄物発生量の推計や仮置場の必要面積の算定を行い、環境省の対策指針で示されている選定条件を基に現地調査の上、あらかじめ仮置場候補地をリスト化しておくことが必要
- ・ 被災から2日前後で仮置場を開設する必要がある中では、土地の利用状況や環境への影響を考慮せずに仮置場を開設するとトラブルになることが想定される。また、仮置場の準備が整わずにいると、不適切な仮置場や勝手仮置場の発生など不法投棄の併発も想定されるため、事前の選定は非常に重要

【認識②】 発災後の迅速な対応

- ・ 仮置場とする場所の選定を発災後に行うのは、仮置場とするまでの調整等を考慮すると、時間的な猶予はないことから、事前に具体的な候補地の選定や、基本となる分別方法、レイアウトまでは決定しておくことが必要。一方、仮置場ごとの人員配置や具体的な受入品目の決定等を事前に決めておくには、様々な災害の種類、規模、発生箇所等を想定したシミュレートを行う必要があると考えられるが、そこまでの取組を行う体制上の余力はなく、現時点でこれらを事前に決めてはいない。ただし、仮置場候補地の選定や基本となるレイアウトまでを事前に決めておくことで、残りの具体的な配置は、そのときの災害の状況によって臨機応変に対応できるのではないか。
- ・ 近年、大規模災害が発生しておらず、職員に災害時対応の経験の蓄積がないことから、災害が起こってから準備を始めていては、災害廃棄物の収集・運搬・処理に遅れが生じることが予想される。このため、できるだけ平時のうちから準備をとという方針の下、災害廃棄物処理計画を県内の他市町村に先駆けて策定するとともに、民間業者と災害支援協定を締結したり、仮置場のレイアウト・動線・人員配置を定めているところ

【認識③】 公衆衛生の保全

仮置場候補地をあらかじめ選定しておくことにより、発災後直ちに発生する災害廃棄物の受入れを迅速に行うことができ、被災地域の公衆衛生の保全につながるとともに、事前準備により、仮置場の開催や開設後の運営が円滑に実施できると考えられる。他方、準備不足の場合、開設の遅れや運営の混乱が起こり、災害廃棄物の受け入れが滞ることが想定される。

【認識④】 平時における他部局との情報共有等

災害の規模や場所にもよるが、廃棄物担当部局として、どの場所を仮置場候補地として考えているかを他部局にも認識してもらうことで、事前に情報の共有を図ることができると考える。災害廃棄物処理計画にのっとり速やかに仮置場を開設することができれば、自然発生の仮置場の抑制、迅速な道路啓開作業につながると予想される。

【認識⑤】 複数の仮置場の候補地を選択しておく必要

- ・ 町の地形や居住地域の状況から仮置場の利用地域が限定されることも想定される

ため、町内のバランスを考えながら複数の候補地を選定しておくことが必要。また、災害時であっても、平常時の廃棄物区分に準じた分別区分が必要であることを住民に周知しておくことが必要。これらを実施していない場合、被災地域からの利用が困難な場所に仮置場を設置することになるとともに仮置場の管理や誘導に支障が生じる可能性

- 数件の仮置場を検討しておくことで、一つの仮置場が使えない場合にほかの仮置場を使用することができる。他方、事前準備を行っていない場合、仮置場の確保が困難になる。
- 被災状況により確保（選定）している災害廃棄物仮置場が使用できない（機能しない）可能性もある中で、できる限り多くの候補地を選定し、準備しておくことが必要
- 災害時は早期に受入れ体制を構築しなければ、「勝手仮置場」ができてしまうことが懸念される。災害時は初動対応が重要であるため、仮置場の候補地は可能な限り多くリスト化するなど、今後も検討を続けていくことが必要

【認識⑥】 処分費用の増大や処理期間の延伸を抑制

平時のうちから仮置場候補地を選定しておくことや、仮置場設置に係る事前準備を行っておくことは、とても重要。準備ができていなければ、発災後、道や空き地等が被災ごみ置場となり、処分費用の増大や処理期間の延伸につながると考えられる。

【認識⑦】 仮置場の選定以外の作業への注力

- 仮置場候補地は、事前に一定以上の面積、接道状況、近隣の状況等を勘案しており、発災後に選定に入る場合、選定作業が大きな負担となる可能性。また、仮置場候補地を選定している場合、事前に開設時に必要となる機材、運営を行うための人員の想定を行うことができる。
- 平時に廃棄物仮置場の適地を検討・選定することは、踏まえるべき条件や使用後の現状の回復等まで含めた十分な検討・調整が可能であるため大変有効であり、また、迅速な災害復旧にも大きく寄与するものとする。

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

このように、調査対象市町村では、平時における仮置場候補地の選定や事前準備についての必要性が認識された上で、これらを行うことによって、例えば、発災後の迅速な対応や勝手仮置場等の発生抑止のほか、公衆衛生の保全、他部局との情報共有、仮置場の選定作業以外の災害廃棄物対応への注力などが可能とされ、結果として、自然災害からの早期の復旧・復興につながるものと捉えられる。

他方、これらの必要性や重要性が認識されつつも、仮置場に適した土地が少ないことや他用途との競合といった課題のほか、人員やボランティアなど既存のリソースをどこまで確保できるかなど、実際に発災後にならなければ確定又は判明し得ない情報等が多く含まれることから、事前準備には懸念や限界があるなどといった課題も聴かれた（表 25 参照）。

表 25 必要性を認識しつつも事前準備に懸念等があった市町村の意見の主な内容

<p>【仮置場に適した土地が少ない】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場候補地やその運用方法が事前に決まっていなければ災害時にスムーズに対応できないということは、地震災害の際に災害廃棄物処理を行った近隣の地方公共団体の対応からも想定しているため、今後これらの内容を検討していく必要性は認識。ただし、<u>当町は山間部に位置し、平坦な土地が少ないこともあり、町有地で仮置場としてふさわしい広大な土地は少ないことから、現在具体的に候補地の選定に着手しているわけではないが、今後選定に苦慮することを懸念（一部事務組合の敷地にも仮置場として活用可能なスペースはない。）</u> ・ 発災後、災害廃棄物処理を迅速に行うため、仮置場候補地の選定や事前準備は必要と考えるが、適切な仮置場候補地の選定が困難
<p>【実際にどの程度のリソースが確保できるか不明（不確実性）】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ある程度の大まかなルール（この品目とこの品目の間は距離を空ける、どのような動線のモデルを作るかなど）を決めておくことは必要であるが、①仮置場候補地が約 90 か所と多いこと、②仮置場の運営管理には、i) 現場運営を行う者（市の職員 2 名以上）、ii) 作業員（(公社) 県産業資源循環協会の会員を予定）、iii) 分別補助（ボランティアを予定）が必要であるが、<u>作業員や分別補助がどの程度確保できるか不明であることなどから、仮置場設置に係る事前準備まで行うことは困難</u>

【大規模災害の場合は対応困難】

- ・ 仮置場について、体制等の具体的な対応内容を決めておく必要性は感じている。台風による被害時は、被害規模が市の一部で、廃棄物対策課職員での対応で間に合ったが、被害が市全体に及ぶ巨大災害の場合は従来の被害と同じ対応では人員が不足すると思われる。

【他の用途との競合関係】

- ・ 仮置場の選定や事前準備は必要であると考えているが、市内に仮置場の候補地になり得る土地が少なく、選定に苦慮。また、災害時に他の用途で使用する事が多く、調整が難航している。
- ・ 仮置場の設定に時間がかかった場合、勝手仮置場やそれに伴う衛生面での問題につながりかねないことから、あらかじめ仮置場候補地を選定の上、被災後できるだけ迅速に供用開始できるよう準備しておくことが望まれる。ただし、仮置場候補地となる市有地は、同時に、仮設住宅用地など他用途で使われる場合があり、災害時にどの市有地を何の用途で使うかは、災害の規模・態様・被災箇所によって流動的で、あらかじめ「この土地はこの用途で使う」と決めておくことが難しい面がある。このため、現在のところ、候補地のリストは作成しているものの、それから先の準備（市の他部局との調整、レイアウト・動線の設定、環境省の対策指針の適合状況の確認等）は行っていない。
- ・ 初動対応が遅れないために平時のうちに選定しておくことが必要。ただし、事前準備については、災害仮設住宅の建設の利用等他用途との競合の可能性があり、仮置場としての利用が確定していない状況下では難しい面がある。

【マンパワーの不足】

- ・ 仮置場の事前準備については、必要と感じているが、現状では対応できていない状況。特に災害規模によっては、避難所の運営等に人員が取られ、仮置場の運営・管理を行う人員が不足することが考えられるので事前に協議（庁内協議）が必要
- ・ 候補地の選定（用途が競合しないための関係部署との調整）、環境省の対策指針との適合状況の確認、仮置場のレイアウト・動線の設定などの作業は、できるだけ

平時のうちに準備しておくことで、災害発生から仮置場の供用開始までのタイムロスを短くすることができる（逆に、こうした準備をしていないことによって、発災後の準備に時間を要し、正規の仮置場の開設前に勝手仮置場の発生にもつながりかねない。）。ただし、組織がせい弱で、一人の職員が多くの業務を兼務している状況にある当町には、独力で候補地の選定から事前準備までの一連の作業をこなすだけのノウハウもマンパワーも不足しているのが実状であり、このため、知見を有する外部の民間シンクタンクに委託することで、当該作業を完了させるに至っている。

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

エ 仮置場候補地の状況

調査対象 70 市町村のうち、域内に 1 か所以上の仮置場候補地を選定するに至っている市町村は 52 市町村²⁴みられ、これら 52 市町村では、計 1,443 か所の候補地が選定されている状況にあった。

技術資料（18-3）では、仮置場について、平時からの候補地の選定とともに、その配置の検討など、事前準備を進めることで、災害発生時に円滑な運用が行えるようにしておくことが望ましいとされている。

このため、本調査では、市町村によって選定されている各候補地が、実際の災害時に円滑かつ迅速な運用や利用が可能な状況にあるのかについて確認する観点から、以下の①から⑥までの項目ごとに、平時の市町村における事前準備の状況を調査した。

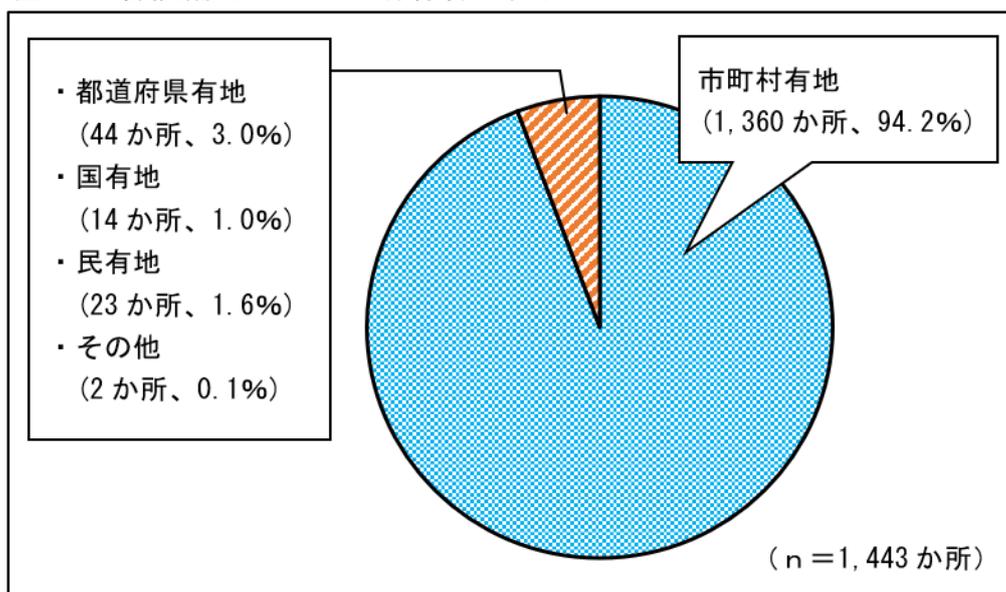
① 仮置場候補地の所有者（属性）

技術資料（18-3）では、仮置場候補地として選定される土地について、市町村有地や都道府県有地などの「公有地が望ましい」とされており、具体的には、公園やグラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾等がその例として挙げられている。

そこで、52 市町村で選定されていた仮置場候補地 1,443 か所それぞれについて、市町村有地、都道府県有地、国有地及び民有地など土地の所有形態の別をみたところ、市町村有地が 1,360 か所（94.2%）と圧倒的に多く、都道府県有地や国有地等が候補地として選定されている土地はごく僅かであった（図 18 参照）。

²⁴ 70 市町村のうち、災害廃棄物の発生量の推計値を把握し、仮置場に必要面積を把握している市町村のうち、1 か所以上の候補地を選定している市町村は、49 市町村であったのに対し、これらの条件を付さず、70 市町村全体で仮置場候補地を 1 か所以上選定している市町村をみた場合、52 市町村となる。

図 18 各候補地における所有者の状況



(注) 1 本図は、調査結果に基づき当省が作成
 2 「その他」は、市町村と都道府県共同名義の土地
 3 小数点以下の端数処理を行っているため、割合 (%) の合計は 100 にならない。

② 市町村有地の利用調整状況

対策指針等では、仮置場候補地の選定に当たって、空き地等は、災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ、候補地を選定することとされ、災害発生時に円滑な運用が行えるようしておくためには、平時から庁内関係部局等と事前調整を行っておく必要があるとされている。

また、主に、市区町村における災害廃棄物処理の初動対応マニュアルとして策定された「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」(令和 3 年 3 月改訂。環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室。以下「初動対応の手引き」という。)によれば、仮置場候補地について、「自衛隊宿営地や物資輸送拠点、避難所や仮設住宅建設地とのバッティングを避けるため、作成した候補地リストについて関係部局や国や都道府県の公有地管理部局と事前に調整することが望ましい」とされている。

これまでの災害事例では、仮置場候補地が事前に数箇所選定されていたものの、実際には避難所や応急仮設住宅等に優先的に利用されることとなり、発災後、新たに候補地を速やかに選定する必要性が生じたといった報告もある²⁵。

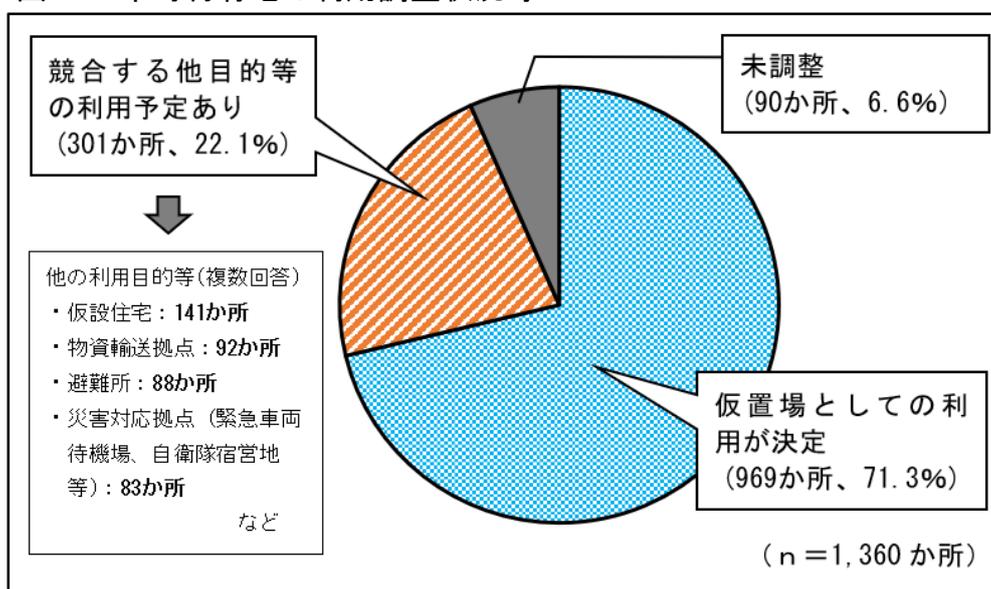
このように、仮置場候補地は、仮置場以外の他の用途(目的)と競合する場合にあっては、市区町村において関係部局等と事前の調整を行うことが求められている。

²⁵ 「平成 30 年 7 月豪雨に伴う倉敷市の災害廃棄物処理の記録」(令和 3 年 3 月環境省中国四国地方環境事務所、倉敷市)による。

本調査で把握した 1,443 か所の各候補地のうち市町村有地とされた 1,360 か所の候補地を対象に、平時における市町村の利用調整の状況をみたところ、仮置場として利用が決定している候補地が最も多く全体の 71.3% (969 か所) を占めた。他方、競合する他の目的や用途での利用が予定されている候補地が 22.1% (301 か所)、未調整の候補地が 6.6% (90 か所) みられた。

なお、競合する他の目的や用途があるとされた 301 か所の候補地の用途等をみたところ、仮設住宅としての用途が 141 か所 (46.8%) と最も多く、物資輸送拠点としての用途が 92 か所 (30.6%) などという状況であった (図 19 参照)。

図 19 市町村有地の利用調整状況等



(注) 本図は、調査結果に基づき当省が作成

③ 市町村有地以外の候補地における利用合意の状況等

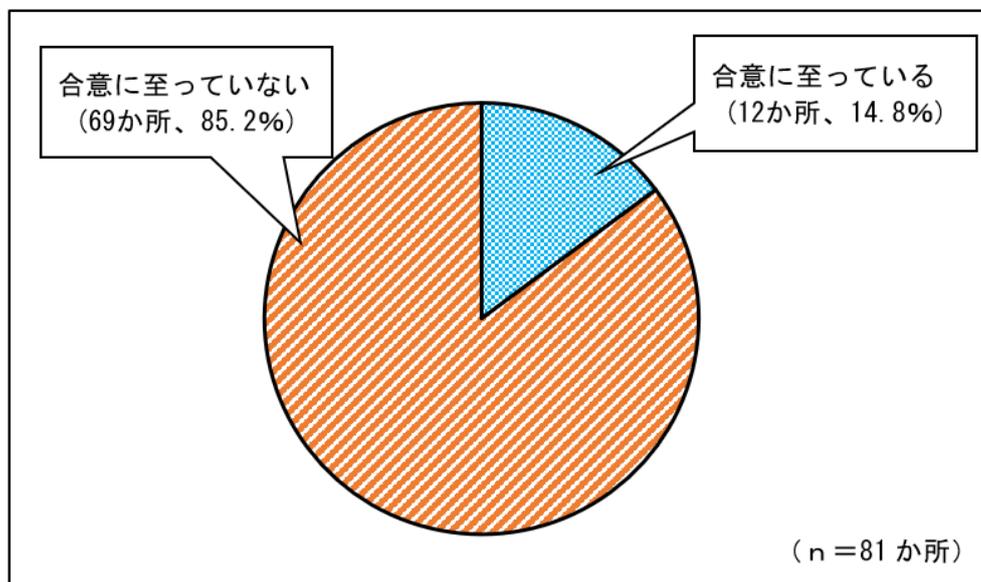
市区町村が仮置場候補地を選定した場合にあっては、他の競合する用途等とのバッティングを避けるため、市区町村は、関係部局のほか、国や都道府県の公有地管理部局と事前に調整することが望ましいとされていることは先に述べたとおりである。

上記の観点も踏まえ、本調査で把握した市町村有地以外の候補地、すなわち、都道府県有地 (44 か所)、国有地 (14 か所) 及び民有地 (23 か所) とされている計 81 か所の仮置場候補地を対象に、市町村が、各所有者との間で、これらの候補地について発災後直ちに市町村の判断で仮置場として利用できることについて合意しているかどうか確認した結果、合意に至っていない候補地が 69 か所 (85.2%) と、多くの候補地で合意に至っていない状況がみられた (図 20 参照)。

なお、合意に至っていない候補地を所有者別にみたところ、都道府県有地では 44

か所中 36 か所 (81.8%)、国有地では 14 か所全て、民有地では 23 か所中 19 か所 (82.6%) の候補地で合意に至っていなかった (表 26 参照)。

図 20 市町村有地以外の候補地における所有者との合意状況



(注) 本図は、調査結果に基づき当省が作成

表 26 所有者ごとの合意・未合意候補地数

区分	合意	未合意
都道府県有地	8/44 (18.2%)	36/44 (81.8%)
国有地	0/14 (0.0%)	14/14 (100%)
民有地	4/23 (17.4%)	19/23 (82.6%)
計	12/81 (14.8%)	69/81 (85.2%)

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

さらに、これらの候補地について、所有者との間で仮置場の利用に係る合意に至っていない理由を該当する各市町村に確認したところ、次のとおりの理由が聴かれた (表 27 参照)。

表 27 仮置場候補地について所有者と利用の合意に至っていない市町村の主な理由

【都道府県有地】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後に候補地を実際に利用できるかどうかは、災害の規模によるため ・ 住宅地が近く、基本的には利用しない方針だが、発災後にあっては住民等と協議

の上、仮置場としての利用を検討する段階になった際に県と協議することとしているため

- ・ 県側と具体的な話し合いをする機会がなく、合意に至っていないため
- ・ 住宅地図上で面積の大きい公有地を候補地として選定するだけにとどまっており、県側とは未調整。現状、利用の合意には至っていないため
- ・ 県側には、候補地に選定する旨を伝え、県災害廃棄物担当部局からは県有地の管理部局に連絡してみるとのことであったが、その結果が得られていないため

【国有地】

- ・ 仮置場として利用可能な土地のリストアップをした段階で、具体的な協議には至っていないため
- ・ 候補地としてリストアップしただけで、災害廃棄物処理計画にも記載していない状況であるため

【民有地】

- ・ 現在候補地として選定している土地は民有地だが、町が一般廃棄物処理施設や簡易グラウンドとして利用しており、災害時にあっては仮置場として利用することについて合意が得られると考えているため
- ・ 現在、埋立処分場として賃貸借契約によって運営している場内に候補地を確保しており、そもそも土地利用の目的が廃棄物処理に係る内容であるため、土地所有者には説明はしていないものの、合意が得られるものと考えているため
- ・ 仮置場の適地として町独断で候補地としてリストアップした土地で、平時に土地所有者の合意を得た上で契約締結等が必要と考えているものの、他業務で多忙なことや所有者との間でどのような内容の契約条件等を盛り込むべきか分からないため、所有者に対して「仮置場として利用したい」との意思表示まで行えていない。
- ・ 仮置場候補地として公表しておらず、土地所有者とも協議していないため

【共通（都道府県有地、国有地及び民有地）】

- ・ 平時は候補地としてリストアップしておき、災害時に仮置場としての使用について協力をお願いすることとしているため

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

④ 仮置場候補地の現況等の把握状況

対策指針では、仮置場候補地の選定に当たって、「二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域」であることを考慮するとともに、周辺環境への影響を極

力減らすため、「病院・学校・水源などの位置に留意し、近接する場所を避ける」こととされている。技術資料（18-3）のチェックリストでも、粉じんや騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため、住宅密集地等を避けることなどが求められている。

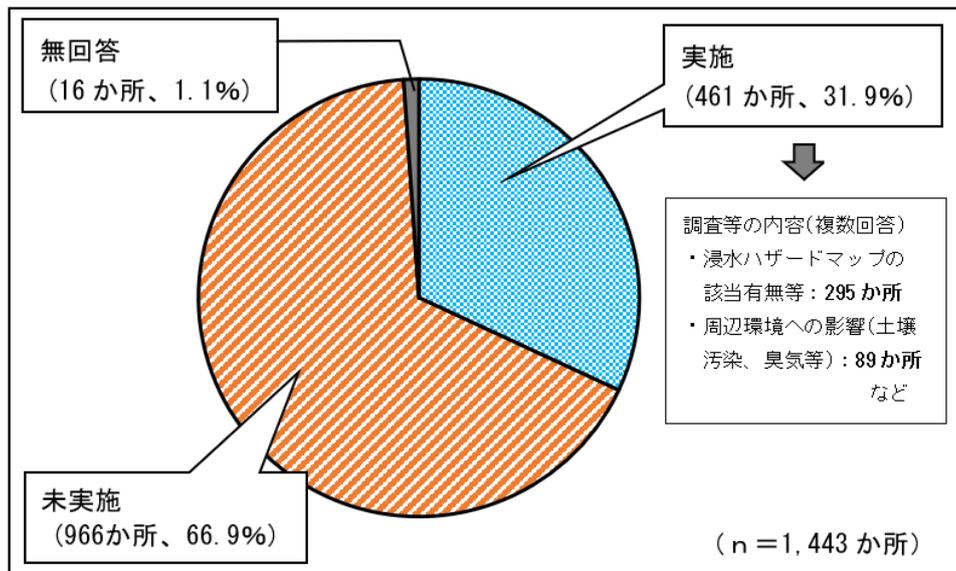
また、初動対応の手引きでは、仮置場候補地は「水害による浸水の可能性等も考慮して選定する」こととされており、浸水想定区域等のハザードマップの被害想定を活用又は参照することなどが求められている。

このほか、仮置場候補地は、道路アクセスや収集運搬車両の取り回し（搬出用の大型車両も考慮）、分別スペースの確保等についても考慮する必要があるとされるなど、平時から、その現況等を把握しておくことが求められている。

上記を踏まえ、本調査で把握した1,443か所の仮置場候補地を対象に、市町村がこれらの現況等の把握を平時から実施しているかどうか確認したところ、これらの現況等の把握を実施していない（未実施）と回答のあった候補地が966か所（66.9%）に上った（図21参照）。

なお、現況等の把握が実施されている461か所の各候補地において、どのような内容が把握されているのかについてみたところ、浸水想定区域や土砂災害危険箇所に係るハザードマップ内に候補地が該当するかどうかの把握が295か所（64.0%）と最も多く、周辺環境への影響に係る把握が89か所（19.3%）などという状況であった。

図21 仮置場候補地の現況等の把握状況



(注) 1 本図は、調査結果に基づき当省が作成
2 小数点以下の端数処理を行っているため、割合(%)の合計は100にならない。

さらに、現況等の把握が実施されていない候補地を有する市町村を対象に、その理由を確認したところ、表28のとおりであった。

表 28 仮置場候補地の現況等の把握を実施していない市町村の理由

【市町村有地のため、改めて把握する必要性が乏しい】

- ・ 市有地であることから候補地の現況等を把握しており、周辺環境への影響等の調査までは予定していないため
- ・ 現状、町所有のグラウンド（更地）であることから、特段調査の必要はないと判断したため
- ・ 候補地は、最終処分場等の町有地であり、改めて調査を実施する必要性は低いと考えられるため

【現況等を把握する必要性を知らない】

- ・ 候補地の選定に当たって、現況等の調査を行う必要があることを知らなかったため

【具体的な利用内容や実際に利用するかどうか不明】

- ・ 町有地であるため候補地としてリストアップしているが、具体的な利用内容が定まっていないことから調査は実施していないため
- ・ 町有地を中心に、広い面積やオープンスペースがある敷地を候補地として抽出しただけで、実際に仮置場として利用することが決定していないため

【実際の利用時に問題が発生しなかった】

- ・ 過去の豪雨による災害時に仮置場として利用した実績があり、その際特段の利用上の問題等が生じなかったため

なお、これらの理由のほか、今後現況等の調査を実施予定としている候補地が複数みられた。

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

⑤ 地域住民への周知状況

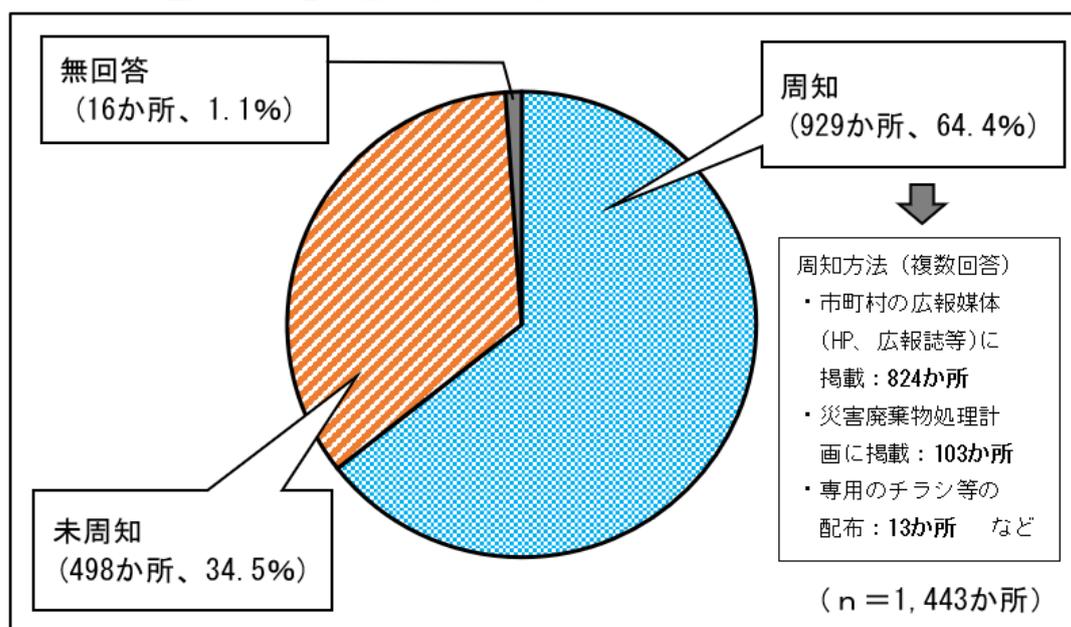
対策指針では、災害廃棄物を適正に処理する上で、住民や事業者の理解は欠かせないものであるため、市区町村は、日頃から、災害廃棄物の仮置場への搬入に際しての分別方法などについて住民の理解を得ることとされており、啓発等を継続的に実施することが求められている。

これに関連して、本調査で把握した 1,443 か所の仮置場候補地を対象に、市区町村によって仮置場候補地として選定された土地が、災害廃棄物の仮置場候補地とされて

いる事実（場所など）が平時から住民等に周知されているのかについて、その状況をみたところ、周知されている候補地は929か所（64.4%）に上った。他方、平時には周知されていない候補地は498か所（34.5%）みられた（図22参照）。

また、その周知方法や手段をみたところ、各市町村のホームページや広報誌等の広報媒体への掲載が824か所（88.7%）と全体の約9割を占めた。

図22 仮置場候補地の住民等への周知状況



(注) 本図は、調査結果に基づき当省が作成

平時に、仮置場候補地の場所等が住民等に周知されていない候補地を有する市町村を対象にその理由を確認したところ、その主なものとして、次のとおりの理由が挙げられた（表29参照）。

表29 仮置場候補地の場所等を住民等に周知していない市町村の主な理由

- ・ 仮置場の候補地を事前に周知すると、産業廃棄物処理施設と同様、近隣住民に与える影響が大きく、混乱が生じるおそれがあるため
- ・ 周辺住民との協議等を行えば難航が想定され、一般には公開していない。
- ・ 候補地は市有地で、中には将来の売却予定地もある。また、事前に公表すると災害時に仮置場として利用しない場合に不法投棄されるおそれがあるため
- ・ 災害仮設住宅の建設の利用など他の用途での可能性もあり、仮置場としての利用が未確定であることから、地域住民への混乱を招かないためにも、現時点では未周知としている。
- ・ 仮置場は迷惑施設となる可能性が高く、周知することで地域住民の反発を受けたり、地域住民に混乱を生じさせてしまうおそれがあるため

- ・ 今後、地権者や周辺住民と協議した上で、正式に仮置場として決定した後に住民に対する周知を行うものと考えている。このような状態で災害廃棄物の仮置場候補地に係る計画が策定されていると言えるのかどうか疑問に感じるが、災害廃棄物処理計画の策定業務を委託したコンサルタント会社からは、他の市町村も同様の状況と聞いている。
- ・ 豪雨による水害時、自治会長に候補地の使用に係る相談をしたところ、供用開始前に当該候補地に災害廃棄物が無秩序に排出されたことがあった。このような経緯もあり、あらかじめ候補地の場所が住民に特定されていると、供用開始前に無断で廃棄物を排出する者が現れる可能性も高いと考えられる。このため、災害発生後、仮置場として供用できるようになった段階で、住民に仮置場の場所等をアナウンスする予定

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

以上のように、平時から仮置場候補地を周知していない理由をみたところ、事前に周知することによる住民への影響や不法投棄の誘発、反発などに対する懸念が共通して挙げられ、災害後、仮置場として決定した後、住民等に周知することとしている市町村が多くみられた。

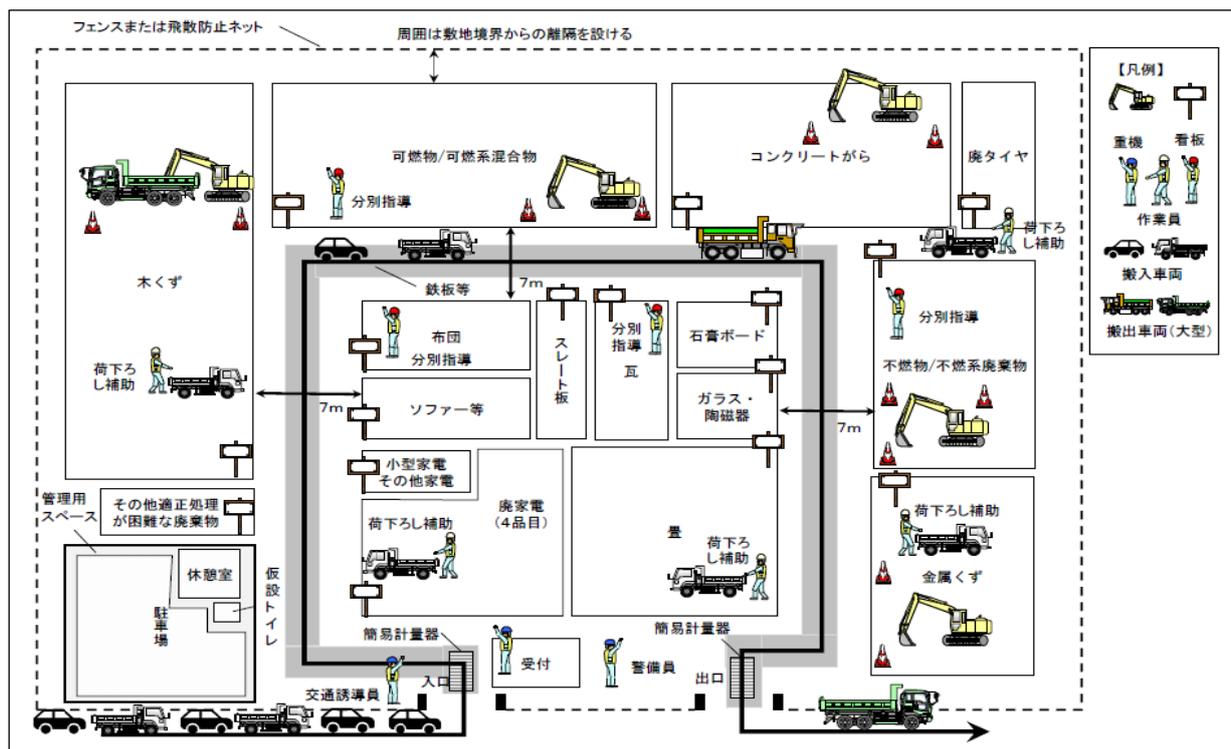
なお、市町村有地（1,360か所）の利用調整状況と地域住民への周知状況の関係をみたところ、市町村有地のうち、仮置場としての利用が決定している候補地（969か所）の約9割（845か所（87.2%））について地域住民への周知が行われている状況がみられた。他方、競合する他目的の利用が予定されている候補地や未調整の候補地（計391か所）では、その8割（313か所（80.1%））の候補地が周辺住民への周知が行われていない状況であった。

⑥ 仮置場の配置計画（レイアウト）の検討状況

技術資料（18-3）では、災害発生時の円滑な仮置場の運用が行えるよう、平時から候補地を選定し、必要面積のほか、そのレイアウトを検討するなどの事前準備を進めることが望ましいとされている。

特に、仮置場内のレイアウトの検討に当たっては、図23の例にあるとおり、仮置場への災害廃棄物の搬入受付や交通誘導、分別指導、荷下ろし補助などを担う人員の配置のほか、夜間の不法投棄対策等のための出入口の管理、運搬車両の動線、建設機械の移動や作業のための鉄板の敷設、災害廃棄物の品目ごとの配置方法などが検討に際してのポイントとされている。

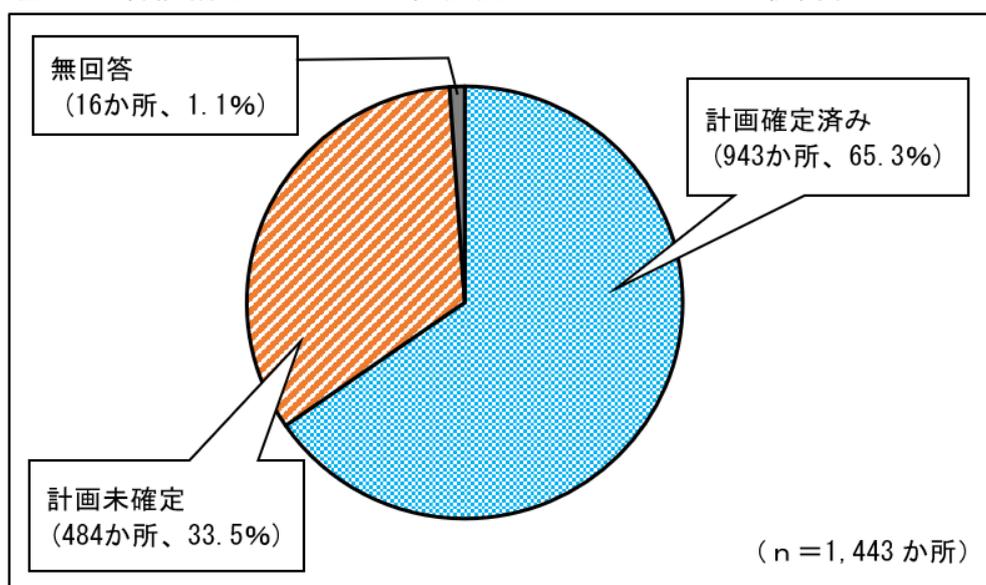
図 23 仮置場の配置計画（レイアウト）の例



(注) 本図は、技術資料 (18-3) から引用

本調査で把握した 1,443 か所の仮置場候補地を対象に、これらのレイアウトに係る平時の検討状況を確認したところ、既にレイアウトが確定している候補地が 943 か所 (65.3%) みられた一方、どのようなレイアウトとするのかが確定していない候補地が 484 か所 (33.5%) と 3 割以上みられた (図 24 参照)。

図 24 各候補地における配置計画（レイアウト）の検討状況



(注) 1 本図は、調査結果に基づき当省が作成
2 小数点以下の端数処理を行っているため、割合 (%) の合計は 100 にならない。

また、仮置場のレイアウトが確定していない候補地を有する市町村を対象に、その理由を確認したところ、次のとおりであった（表 30 参照）。

表 30 仮置場の配置計画（レイアウト）が確定していない市町村の主な理由

<p>【災害の規模・種類・場所や支援要員等が不明（発災後に検討など）】</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>災害の規模、災害の種類（地震、水害等）、被災地域（都市部、山間部）によって発生する災害廃棄物の種類・量が異なると想定されるため、発災後、分別数を決定し検討する。また、仮置場候補地ごとの「人員の配置（受付、交通誘導、荷下ろし補助等）」、「出入口の管理（夜間の不法投棄対策等）」、「仮置場内の運搬車両の動線」については、<u>災害の規模、災害の種類（地震、水害等）、被災地域の箇所数、支援可能な市町村職員数によって配置できる人数が異なることから、発災後に検討することとしている。</u></u>・ 仮置場候補地が約 90 か所と多いこと、仮置場の運営・管理には、i) 現場運営を行う者（市の職員 2 名以上）、ii) 作業員（(公社) 県産業廃棄物協会の会員を予定）、iii) 分別補助（ボランティアを予定）が必要であるが、作業員や分別補助がどの程度確保できるか不明であることなどから、配置計画を検討することは困難・ 被災状況により災害廃棄物の種類や量も異なり、それに応じて仮置場の設置状況が変わるため仮置場の配置計画は未定。仮置場候補地を全て使用するとは限らず、その中から災害に応じて使用することになると思うが、レイアウトの概略については検討しておくことが望ましいと考えている。ただし、<u>具体的な配置は、災害が発生した後に決めることを想定</u>・ 災害廃棄物の発生状況に応じて、仮置場内の配置計画を柔軟に設定したいため <p>【十分な検討にまで至っていない（今後の検討課題など）】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 仮置場設置の検討が十分にできていないため、配置計画は未定・ 現状、仮置場として利用可能な候補地のリストアップを行った段階で、仮置場内の配置など、具体的な検討には至っていない。・ 県とともに、災害廃棄物の広域処理の際の仮置場候補地の一つとして検討しているが、県には検討地として報告しているのみで、現況の調査やその他競合する用途との利用調整等が何も進んでいないため、配置計画も検討するに至っていない。・ 町では仮置場候補地として選定できているが、浸水しないかどうかの調査しか確認できておらず、配置計画や各候補地への災害廃棄物の搬入方法の検討は未実施であり、今後の検討課題と考えている。・ <u>検討するための人員や予算等が不足しており、具体的な検討を行っていない。</u>

- ・ 災害廃棄物の配置方法は、担当課内で検討を実施したものの、関係各課との調整が図れていないため、配置計画は確定していない。
- ・ 仮置場候補地ごとにレイアウト等を作成しておらず、今後、災害廃棄物処理計画を見直す際に配置計画を追加する予定

【その他】

- ・ 候補地ごとにはではなく、汎用的な配置イメージを災害廃棄物処理計画に掲載しており、計画策定の段階ではこれで十分であると考えているため
- ・ 仮置場に関する専門知識が不足しているため
- ・ 現在、コンサルタント会社に委託して災害廃棄物処理計画を策定中の状況にあり、仮置場の配置計画については、当該コンサルタント会社に検討するよう指示している状況

(注) 1 本表は、調査結果に基づき当省が作成

2 下線は主な理由に付した。

以上のように、平時における仮置場のレイアウトの検討については、実際の災害がどのような種類・規模なのか、支援要員がどの程度確保できるのかなどといった不確実な要素が多いため、災害後に確定させることとしているといった理由のほか、人員や関係各課などとの調整の不足のため、検討に至っておらず今後検討といった理由がみられた。このほか、平時の段階では、候補地ごとではなく、汎用的なイメージで十分といった理由もみられた。

なお、市町村有地（1,360 か所）の利用調整状況と仮置場のレイアウトの検討状況の関係をみたところ、市町村有地のうち、仮置場としての利用が決定している候補地（969 か所）の約9割（836 か所（86.3%））でレイアウトが確定されている状況がみられた。他方、競合する他目的の利用が予定されている候補地や未調整の候補地（計391 か所）では、その約8割（301 か所（77.0%））の候補地のレイアウトが未確定の状況であった。

オ 仮置場の管理・運営に係る検討状況

対策指針では、災害応急対応時には、「被災地方公共団体は、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を確保する」こととされ、具体的には、「分別仮置きのための看板・保管している廃棄物の山を整理するための重機等が必要となるほか、搬入の受付・場所案内・分別指導・荷下ろし等の人員」が必要であるとされている。

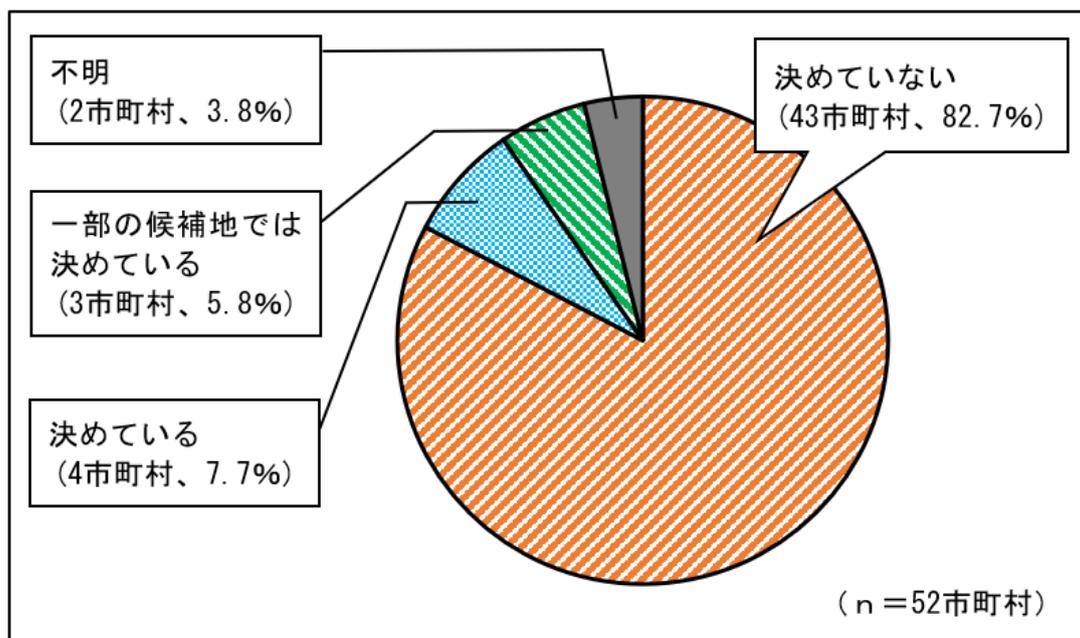
また、「仮置場の管理には多大な時間と人手が割かれることから、円滑な災害廃棄物処理を推進するため、被災地方公共団体の職員は全体的なマネジメント業務に注力し、

仮置場の管理は他の地方公共団体や民間事業者等に応援を要請することが望ましい」とされている。

このように、発災初期にあっては、特に支援要員となる人員の確保に時間を要することが多いため、技術資料（18-4）では、仮置場の管理・運営に当たっては、あらかじめ庁内で応援体制を構築しておくとともに、平時から近隣の地方公共団体との災害支援協定の活用等について協議し、円滑な人員確保のための体制を整えておくことが重要であるとされている。

このことを踏まえ、調査対象 70 市町村のうち、仮置場候補地を 1 か所以上選定していた 52 市町村を対象に、受付や出入口の交通誘導など仮置場の管理・運営に係る従事者の必要人数のほか、これらの業務分担（民間事業者等への委託を含む。）を具体的に決めているかどうかについて確認したところ、43 市町村（82.7%）の市町村でこれらの内容を決めている状況等がみられた（図 25 参照）。

図 25 仮置場の管理・運営に必要な人員及び業務分担



(注) 本図は、調査結果に基づき当省が作成

また、「決めていない」と回答のあった 43 市町村を対象に、その主な理由を確認したところ、事前の検討等を行うための人材（人員）や知見等の不足のほか、実際の災害時にどれだけの人員が確保できるか不明といった理由や、災害の規模等によって必要な人員規模が流動的などといった理由が聴かれた（表 31 参照）。

表 31 仮置場の管理・運営に係る人員等が決められていない市町村の主な理由

【事前の調整や検討を行うための人材（人員）や知見等が不足】

- ・ 仮置場の管理・運営に必要な人員（どの程度の人員が必要なのか）について知見等がないため、予測がつかない。また、担当職員の数が少ないこともあり、調整ができていないため
- ・ 仮置場の管理・運営に精通した人員が不足しているため。精通していない人員を派遣しても現場は収拾がつかない。
- ・ 他の業務との兼務であり、災害廃棄物に特化した業務が困難。担当者も1名という状況で、専門の知見も不足しており、人材育成が必要
- ・ 初動マニュアルでは、（仮置場の管理・運営に当たって、）産業廃棄物処理業者や地元建設業者等からの応援を想定しており、依頼先となる業者を平時のうちに特定した上、依頼する業務内容等についてコンセンサスを得ておくべきと考えている。しかし、人員不足等により事前協議の着手には至っていない。
- ・ 廃棄物処理施設の管理の傍ら、災害廃棄物処理対策の業務に従事しているため、災害廃棄物処理に関する知識に乏しく、どのような準備が必要であるか分からない状況。災害廃棄物処理計画は策定しているが、詳細までは決まっていない。
- ・ 他部局からも応援を受けて、町職員で受付や分別指導を行う予定だが、そもそも町職員が少なく、災害時に他業務との兼ね合いもあるため、応援要員の確保が困難

【災害時にどれだけの人員が確保できるか不明】

- ・ 発災直後は、対応可能な民間事業者がいないことから直営での対応となるが、他の関係部局も災害対応に携わるため、確保可能な人員数が分からない。
- ・ 仮置場候補地が約90か所と多く、その面積や形状も様々でモデルケースを作ることとはできても、候補地個々の管理や運営に係る方法を事前に決めておくことは困難。仮置場に配置する人員の役割は、大きく分けて、i) 現場運営担当、ii) 作業員、iii) 分別補助担当の三つに区分され、i)には市職員を2名以上、ii)には県が協定を締結している県産業資源循環協会の会員企業を、iii)にはボランティアを充てることを予定しているが、ii)やiii)はどの程度の人員を確保できるか想定が困難
- ・ 災害時は、災害廃棄物対策の担当課も避難所の運営に人員が割り当てられるほど人員がひっ迫することから、発災後にどの程度の応援要請ができるか未確定のため

【災害の規模等によって必要な人員規模が流動的】

- ・ 被災規模等によって仮置場の管理・運営に必要な人員規模も変化することや、市職員のうち何人を管理等に充てられるか流動的であるため

- ・ 災害の種類や規模、市処理施設の被災状況等により必要となる施設や設備等が異なる。また、災害時は民間事業者団体に委託を行う予定であるため

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

カ 選定されている仮置場候補地の現況

本調査で把握した1か所以上の仮置場候補地を選定している52市町村において、実際にどのような候補地が選定されているのかについて確認するため、1,443か所の候補地の中から複数の候補地を抽出の上、実際に、仮置場候補地の現場を確認した結果、主な状況は、以下のとおりであった（表32参照）。

表32 選定されている仮置場候補地の現況等

候補地の概要	現場の主な状況
【候補地①】 ・ 市有地 ・ 大学跡地 ・ 敷地面積：約 340,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地面が土であり、<u>雨等の影響で災害廃棄物の汚水が周辺へ流れ出るおそれ</u>（現場確認は3月下旬であったものの、雪が堆積） ・ 地形は緩やかな傾斜となっており、住宅等とは一定の距離 ・ 周囲に舗装された片側一車線道路があり、重機等の走行に支障はない。
【候補地②】 ・ 市有地 ・ 中学校跡地 ・ 敷地面積：約 6,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺は住宅等が密集しており、仮置場として使用する場合、周辺住民からの苦情等が予想される。 ・ 周囲は片側二車線道路であり、旧校庭の周囲はフェンスで囲われている。敷地出入りに当たっては、平時は封鎖されているが、工事車両の通用路があり、解錠すれば通行可能
【候補地③】 ・ 市有地 ・ 環境（クリーン）センター ・ 敷地面積：約 30,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地基盤が未舗装であるが、使用時に鉄板を敷設すれば地盤の強度は解消が可能と考えられる。 ・ 高速道路 IC や鉄道駅は付近になく、<u>望ましい輸送ルートの確保は困難</u> ・ 市の洪水ハザードマップにおいて、当該施設及びその周辺は<u>浸水想定地域に指定</u>されている（実際に河川決壊による周辺域の浸水で仮置場として利用できなかった実例あり）。
【候補地④】 ・ 市有地 ・ 公園駐車場 ・ 敷地面積：約 3,500 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト舗装がされており、仮置場としての利用に適している。 ・ 出入口は普通自動車には広いが、<u>大型車両がすれ違うのは困難な可能性</u> ・ 出入口付近に「ドクターヘリ」の臨時発着に係る掲示があり、<u>仮置場として利用する際は、調整が必要となる可能性</u>
【候補地⑤】 ・ 市有地 ・ 環境（クリーン）センター ・ 敷地面積：約 3,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の地方公共団体との共同利用施設であり、同様に被災した場合、共同利用となる可能性 ・ <u>ごみ受入れの中継施設であるため、仮置場に適していると考えられるが、敷地面積が小さいため限定的な使用となる可能性</u> ・ 市の土砂災害警戒区域内に位置しており、大雨等の際に被

候補地の概要	現場の主な状況
	災する可能性
【候補地⑥】 ・市有地 ・ゴルフ場 ・敷地面積：約 150,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生であり舗装されていないため、<u>鉄板の敷設が必要</u>と考えられる。 ・起伏があり、<u>樹木が散在しているため、災害廃棄物の搬入に支障が出るおそれ</u> ・候補地前面の道路は途中から車幅が狭く、<u>大型車両による相互通行は不可能</u> ・市の<u>浸水想定区域内に立地</u>している。
【候補地⑦】 ・県有地 ・駐車場 ・敷地面積：約 24,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場として舗装されている。 ・主立った障害物はなく、<u>インフラ設備もトイレや自動販売機があり、水や電力が確保可能</u>と考えられる。 ・湖岸と隣接しており、<u>水害で水没の可能性</u> ・県有地であるが、市と県の間で具体的な協議に至っておらず、現状、<u>仮置場設置の合意は得られていない</u>。
【候補地⑧】 ・民有地 ・平時の用途不明 ・敷地面積：約 6,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地の出入口にはチェーン、周辺にはフェンスが設置されているが、舗装はされていない。 ・災害時に当該候補地を仮置場として使用することは非公表であり、<u>現時点では土地所有者の同意を求めている</u>。

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

以上のように、いずれの仮置場候補地もその適地として長所と短所を備えており、対策指針が示す望ましい候補地に完全に適合する候補地はみられなかった。特に、候補地の中には、例えば、ヘリ発着場など仮置場以外の用途の可能性のほか、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されている場所が候補地として選定されている状況もみられた。

キ 国及び都道府県による取組

(ア) 国（環境省）の取組状況

行動指針において、環境省は、大規模災害も見据え、平時から、市区町村における仮置場の設置のための用地の確保に資するため、仮置場の必要面積の算定方法や候補地の選定手法を構築し、市区町村等に周知することとされている。

また、同省は、災対法に基づく環境省防災業務計画において、国有地を含めた仮置場の確保等について具体的に定めた災害廃棄物処理計画の策定を支援することが求められている。

このようなことから、環境省は、技術資料の中で、災害廃棄物の発生量等の推計結果等に基づく仮置場の必要面積の算定方法や、仮置場の候補地として適当な土地がどのような土地であるのかなどを示すことで、市区町村等における仮置場候補地の選定や用地の確保等に資する取組を進めている。

これらの取組のほか、調査対象とした7地方環境事務所等において、市区町村における仮置場候補地の選定や確保に関連して、具体的にどのような取組を進めているかについて確認したところ、主な取組内容は、表33のとおりであった。

表33 各地方環境事務所等における仮置場候補地の選定等に向けた主な取組内容

【モデル事業の活用】

- ・ 環境省モデル事業の中で、同事業に参加した各市町村に対して災害廃棄物処理計画の骨子（ひな型）を提供し、仮置場（国有地を含む。）の確保に向けて、（市区町村における）庁内調整などを通じた取組を促している。
- ・ モデル事業によって、一次仮置場候補地の利用適正の検討などのため候補地の現場調査を実施。このほか、令和元年東日本台風で被災した仮置場の現地研修を実施し、そのレイアウトや管理状況等を確認
- ・ モデル事業において、災害廃棄物処理の初動期に最も重要な位置付けとなる一次仮置場の設置や運営、選定方法、広報戦略等を整理した手引を作成。管内の全ての地方公共団体に当該手引を配布

【地域ブロック協議会の活用】

- ・ 地域ブロック協議会において、西日本豪雨（平成30年7月）時の仮置場の設置状況や運用事例、課題等について整理を行い、管内の地方公共団体等を対象に、仮置場候補地の選定の必要性について説明・啓発を行った。

【管内市区町村等の実態把握とワークショップの開催】

- ・ 管内の地方公共団体を対象に、仮置場候補地の位置付け（発災後に防災等の関連部局との調整が必要とされる候補地なのか、仮置場に限定して検討されているのか）や候補地面積のうち、仮置場として使用可能な面積がどの程度確保されているのかなどの実態を調査し、整理。管内における仮置場候補地の選定の促進を目的として、これらの情報は、管内の政令指定都市や中核市を対象としたワークショップの中でデータとして紹介するとともに、ワークショップでは、仮置場のリストアップ（選定）の効果的な進め方や十分な仮置場の確保が困難な場合の対策等について議論

【未利用の国有地情報の整理】

- ・ 仮置場として利用可能な国有地情報を把握しておくため、財務省の公表データを基に、土地面積の規模別に、管内の国有地の未利用地リストを作成（ただし、

当該情報は管内市区町村に提供されていない。)

【計画策定ワークシートの活用】

- ・ 県内市区町村の災害廃棄物処理計画の策定支援に資するものとして、市区町村災害廃棄物処理計画策定支援ワークシート（地域ブロック版）を作成。仮置場の必要性を説明するとともに、当該シートの一部に仮置場に関する項目を設定するなどして、県内全市町村に提供

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

以上のように、地方環境事務所等では、モデル事業や地域ブロック協議会を活用した各種取組のほか、管内の一定の規模を有する地方公共団体を対象に、仮置場の選定の効果的な進め方などについてワークショップを開催し、その候補地の選定を促すといった取組がみられた。

他方、一部の地方環境事務所等では、未利用の国有地情報を把握・整理するなどしている例がみられたものの、仮置場の候補地選定に苦慮する市区町村等の候補地選定を進めるため、平時から、候補地となり得る国有地情報を活用した積極的な支援はみられなかった。

なお、平時において、国有地情報を市区町村等に提供していないと回答のあった地方環境事務所等は、「災害発生時に、市区町村が独力で仮置場を確保することができず、当該市区町村内に適当な県有地もないとの情報を把握すれば、地方財務局など関係機関と調整の上、環境省がリエゾン（連絡窓口）となって、仮置場として利用可能な国有地情報を提供することを想定している」としており、市区町村等に対する国有地情報の提供は、発災後、必要に応じて行われるものとされている²⁶。

(イ) 都道府県の取組状況

都道府県は、基本方針の中で、その役割の一つとして、「市区町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助」等を担うことが求められているとともに、市区町村とともに、地方公共団体の役割として、平時から、「災害廃棄物を保管するための仮置場

²⁶ 国有地など国有財産を所管する財務省（地方財務局）では、国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条第1項第3号等の規定に基づき、災害時の応急措置の用に供する場合には、被災地の地方公共団体に対して、国有財産の無償での貸付けや使用許可を行う措置が講じられている。このため、国有地についても、災害時にあっては、被災地域の地方公共団体に対して無償貸付け等が可能な国有地等のリストが提供され、要望があった財産については速やかに貸付け等が行われることとされており、都道府県によっては、災害時に、国有地を仮置場用地などとして利用することについて、平時から地方財務局との間で災害支援協定を締結している例がみられる。このほか、各地方財務局では、平時の取組として、未利用の国有地情報の公表（ホームページへの掲載）や、地方公共団体に対する未利用国有地情報の定期的な提供が行われている例もみられる。

を確保するなど、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努めるもの」とされている。

また、大規模災害に備えた対策の基本的考え方を示した行動指針では、発災後における都道府県の役割として、「平時に策定した災害廃棄物処理計画等や地域ブロックでの行動計画を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、市町村等との総合調整を行い、具体的な処理方法等を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する」ものとされている。

さらに、市区町村で災害廃棄物の処理に著しい支障が生じた場合には、地方自治法に基づき、当該処理の全部又は一部が被災市区町村から都道府県に事務委託され、都道府県が災害廃棄物処理の主体となることも想定されている。

平時における仮置場候補地の選定や確保等の主体は、飽くまで市区町村とされているところ、これらの内容や市区町村をまたぐ広域的な災害廃棄物処理の観点を踏まえれば、都道府県においても、市区町村の取組に対する技術的な援助等のほか、災害時を想定して市区町村における仮置場候補地の選定や確保等に係る状況を一定程度把握しておくことが平時から求められていると言える。

a) 取組・支援等の状況

調査した 13 都道府県を対象に、仮置場候補地の選定等に当たって、市区町村に対しどのような取組や支援等が行われているのか確認したところ、i) 都道府県の災害廃棄物処理計画への記載や研修会等を通じた、仮置場として適切な場所（必要面積、立地、搬入搬出路、仮置場内の路盤等）やその選定方法等を周知している例、ii) 災害廃棄物処理計画を補完するものとして市町村用の初動マニュアルを作成し、仮置場の選定方法等を整理し、域内市町村に配布している例などが挙げられた。

これらの取組等のほか、都道府県の中には、仮置場候補地の選定方法をリスト化するとともに、それぞれの候補地を点数化することで候補地間の比較検討を可能とする支援ツールを、域内各市町村に提供している取組の例がみられた。

また、一部の都道府県では、災害廃棄物の広域処理等を見据え、域内の各市町村と協力して仮置場候補地の検討や選定を進めるため、各市町村から国有地や都道府県有地の選定状況の報告を求めている例などがみられたものの、域内市町村における仮置場候補地の選定を促進するため、平時から、仮置場としての利用が可能と考えられる都道府県有地情報を域内市町村に対して提供している例はみられなかった。この点、都道府県からは、次のような意見等が聴かれた（表 34）。

表 34 平時における都道府県有地情報の提供に係る都道府県の意見等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、県では、域内市町に国有地や県有地に係る情報提供は行っていないが、<u>災害が発生した際に、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理に向けた対応が求められることから、市町、県及び国の間で平常時から情報共有を行うことは必要</u>と考えている。 ・ 各市町村が所有する土地財産は数が限られている事情もあるため、遊休地等を中心に県有地を災害時に各市町村に仮置場として利用してもらうことは、<u>仮置場候補地の選定支援策として有効</u>。この点、今後、県関係部署とも協議の上、<u>利用可能な県有地について調整していくことを考えている</u>。 ・ 県災害廃棄物処理計画では、県は、災害時に仮置場として利用できる可能性のある県有地を平時からリストアップし、市町村に情報提供できるようにしておく旨記載しているところ。候補地となり得る県有地はあるが、<u>災害時には、仮設住宅用地やヘリポート、防災資機材置場などに使われる可能性がある</u>。どの県有地を災害時に何に使うかは、災害の規模や態様、被災箇所によって流動的で、災害が発生しないと確定できないことから、<u>災害発生後に市町村から「仮置場が確保できない」との情報</u>が寄せられれば、その時点で県の関係部署と協議した上で、<u>確保できた県有地を仮置場として提供することを考えている</u>。 ・ 県の仮置場の選定に当たっては、<u>各市町村による仮置場の検討対象地として県有地等が含まれていれば、市町村と協議することとしているため、県有地のリストを域内市町村に提供したことはない</u>。
--

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

b) 域内市町村におけるあい路の把握状況

調査対象とした市町村からは、平時の仮置場候補地の選定を進めるに当たって、仮置場に適した土地が少ないことや他用途との競合など、仮置場を選定する上での様々な課題が聴かれた（「ウ 平時における仮置場候補地の選定や事前準備の必要性と課題の認識」）。

そこで、調査した 13 都道府県を対象に、仮置場候補地の選定等に当たって市町村が抱えるあい路を把握しているかどうか確認したところ、「把握している」と回答した都道府県は 4 都道府県にとどまり、「把握していない」と回答した都道府県が 9 都道府県という状況であった。

c) 情報共有の必要性とその共有状況

調査した 13 都道府県を対象に、域内市町村における仮置場候補地に係る情報が各都道府県との間で共有されるべきか確認したところ、12 都道府県で共有すべき情報

があるとの認識が示された。

そこで、i) どのような情報が共有されるべきと考えているのか、また、ii) 当該情報が実際に域内市町村との間で共有されているのか等についてみたところ、i) については、仮置場候補地の確保状況や必要とされる面積に対する充足状況のほか、そのレイアウト・人員といった運営方法などが挙げられた。また、ii) については、「共有されている」としたものが9都道府県（全市町村分を共有が6、一部市町村分を共有が3）みられた一方、共有が必要な情報と認識しつつも、「共有されていない」としたものが3都道府県みられた（表35参照）。

表 35 域内市町村の仮置場候補地について共有が必要と考えられる情報とその共有状況

都道府県	共有が必要な情報とその理由等	共有状況
A	<ul style="list-style-type: none"> 場所、床面の状況、面積、周囲の状況のほか、主要な搬入道路、地図、災害支援協定の締結の有無 (理由) 発災時の迅速な仮置場の開設につなげるため	×
B	<ul style="list-style-type: none"> 確保状況 (理由) 災害時に災害支援協定の締結団体に協力依頼を行う際に必要な情報のため	○ (全市町村)
C	(情報共有は不要) (理由) 廃掃法では、災害廃棄物処理は市町村が担うものとされているとともに、被災状況やその規模、種類、季節等によって適切な仮置場の開設場所や運営体制等も異なるため、平時における市町村の仮置場候補地の選定等の情報共有は、必ずしも重要な要素ではない（ただし、発災時は設置状況や面積充足等の状況を把握）。	—
D	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場の設置や運営に向けた準備状況 (理由) 準備が進んでいない市町村へ重点的に支援を行うことや、先例事例を提供等するために重要であるため	×
E	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場候補地の状況 (理由) — (回答なし)	○ (全市町村)
F	<ul style="list-style-type: none"> 必要面積、確保状況、管理・運営に係る人員の確保状況 (理由) 災害時に迅速に仮置場を設置する必要があるため	○ (全市町村) (注3)
G	<ul style="list-style-type: none"> 必要面積、確保状況、確保可能な資機材・小型運搬車両等 (理由) 実際の災害時に、地方環境事務所等との連携も踏まえ、速やかに対応できるようにするため	○ (一部市町村)

都道府県	共有が必要な情報とその理由等	共有状況
H	<ul style="list-style-type: none"> 確保状況のほか、土地の所管部署、所在地、面積、搬入出可能な車両の大きさ等 (理由) 発災時、迅速に市町村と連携して対応する必要があるため 	○ (一部市町村)
I	<ul style="list-style-type: none"> 候補地の位置、確保可能な人員数、管理に必要な人員数、確保面積等 (理由) 正式な仮置場の早期開設に向けた助言を行い、勝手仮置場等の発生を防止するため 	○ (一部市町村)
J	<ul style="list-style-type: none"> 候補地の位置、面積とその充足率、接続道路（10トントラックや重機が通行可能か）、運営方法（レイアウト、人員など） (理由) —（回答なし） 	○ (全市町村)
K	<ul style="list-style-type: none"> 必要面積に対する充足率 (理由) 取組が進展していない域内市町村への助言等を実施するため 	○ (全市町村)
L	<ul style="list-style-type: none"> 市町村単独では、候補地確保が困難な状況にあること。 (理由) 県内市町村では都市化が進行し、仮置場候補地として対応できる広大な用地が少ない。また、候補地要件に適している市有地（公園用地等）も既に他の防災拠点として利用が想定されているなど、市町村単独で候補地を確保することが困難な場合がある。災害時に県が被災市町村の仮置場確保に当たって何らかの対応を行うかどうかは状況次第だが、県が対応すべき事案が生じた場合に迅速な対応ができるよう、上記情報の共有は必要と考えている。 	×
M	<ul style="list-style-type: none"> 位置、面積等 (理由) 発災後、速やかに仮置場を設置する必要があるため 	○ (全市町村)

(注) 1 本表は、調査結果に基づき当省が作成

2 共有状況については、共有されている場合「○」を、共有されていない場合「×」としている。なお、域内市町村との間で情報共有は不要と回答のあった都道府県Cについては、「共有状況」欄に記載すべき内容がないため、「—」としている。

3 仮置場の「管理・運営に係る人員の確保状況」については共有されておらず、今後検討していくとしている。

ク 市町村が期待する支援等

調査対象 70 市町村のうち、仮置場候補地の選定に至っていない市町村を中心に、仮置場候補地を速やかに選定できるようにするため、国や都道府県に対してどのような支援を期待するのかについて確認したところ、主な内容は、表 36 のとおりであった。

なお、国に対して期待する支援については 22 市町村から、都道府県に対して期待する支援については 21 市町村から回答を得たところ、特に、平時から、仮置場として利用可能な国有地や都道府県有地に係る情報提供のほか、これらの土地も含めた候補地選定のための支援を期待する市町村が半数以上みられた（国有地情報に係る支援は 22 市

町村中 11 市町村、都道府県有地情報に係る支援は 21 市町村中 12 市町村)。

表 36 市町村が国及び都道府県に期待する支援の主な内容

<p>【国有地や都道府県有地に係る情報】</p> <p>(国に対して)</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>仮置場として活用可能な国有地の情報と候補地とする際の手続、使用に係る支援</u>・ <u>国有地に係る情報提供がないため、面積やその使い勝手にかかわらず、情報提供してもらいたい。</u> <p>(都道府県に対して)</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>災害時に利用可能な県有地の情報提供や県が保有する土地の提供</u>・ <u>都道府県が整備する施設は、市町村の施設と比べ規模が大きなものが多いことを踏まえ、都道府県には災害廃棄物を仮置きできるスペースを提供していただきたい。</u> <p>(国及び都道府県に対して)</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>市有地や民有地での選定には限界がある。国有地等で仮置場として利用可能な土地の紹介等の支援を期待</u>・ <u>仮置場については、現在、市有地から優先的に選定・調整しているところ、国有地や県有地までの選定に至っていない。市の仮置場候補地の選定順位としては、①市有地、②県・国有地、③民有地の順であり、市有地を仮置場の検討地とした上で、災害廃棄物処理計画の中で算出した必要面積と照らし合わせ、<u>足りない分は、県有地や国有地、民有地を選定して補っていくこととしている。</u>このため、<u>国や県の公有地で活用可能な用地があれば情報提供いただき、使用に係る調整窓口になっていただくことなどを期待</u> (例えば、国土交通省所管の用地使用に際して、環境省がその調整窓口となるなど)。これらの要望は、今後、地域ブロック協議会等を通じて要望していきたいと考えている。</u> <p>【事例の紹介や地域特性を踏まえた技術資料】</p> <p>(国に対して)</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>小規模地方公共団体や狭あいな仮置場候補地に対応した技術資料の提供</u>・ <u>受けられる支援の範囲が不明だが、仮置場候補地の周辺住民との調整などに関する事例</u>などがあれば、これらの情報や事例の提供を希望する。
--

【国民に対する理解等の醸成】

(国に対して)

- ・ 災害廃棄物は大量の廃棄物の堆積というイメージが先行しているため、災害廃棄物処理において仮置場の確保が必要であることを過去の災害事例も交えて広く国民に周知していただき、地方公共団体が仮置場候補地の選定を進めやすい雰囲気作りを期待

なお、これら以外に、民有地に仮置場を設置した場合の原状回復等に係る補助や平時の仮置場設置に必要な資機材等の整備費用など、財政的な支援を期待するものが複数みられたほか、国に対して、仮置場を都市公園法上の占用物件として扱える旨の規定の整備を求めるものなどがみられた。

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

このように、平時における国有地や都道府県有地に係る情報の提供やこれらの情報に基づく候補地選定に向けた支援を期待する意見が聴かれたほか、狭あいな仮置場候補地に対応した技術資料や仮置場の周辺住民との調整に係る事例の提供、仮置場確保の重要性の国民への周知による候補地選定を進めやすい環境の醸成などを期待する市町村がみられた。

(4) 評価結果

ア 仮置場候補地の選定等

災害廃棄物の発生量の推計値を把握していた 61 市町村のうち、60 市町村が仮置場として必要な面積を把握するに至っていることを踏まえれば、各市町村では、おおむね推計値の把握が必要面積の把握につながっているものと推察され、一定の評価ができる。

他方、仮置場の必要面積の把握に至っているにもかかわらず、実際に仮置場候補地の選定に至っていない市町村が 60 市町村中 11 市町村 (18.3%) と約 2 割みられた。

これらの市町村では、i) 候補地として検討している土地が、災害時の応急仮設住宅や避難所などの仮置場以外の用途等と競合していること、ii) 対策指針で示されているような条件等に合致する土地 (候補地) がないこと、iii) 周辺住民から設置に係る理解を得られるかどうかについて懸念があることなどが、候補地の選定に至らない主な理由として挙げられた。

このような中、調査対象 70 市町村全てにおいて、災害時における勝手仮置場の発生防止や公衆衛生の保全等を図る上で、円滑かつ迅速に仮置場を設置することが必要不可欠であるという認識の下、平時から仮置場候補地を選定しておくことの必要性や重

要性が認識されていた。

イ 仮置場候補地に係る事前準備

調査対象市町村では、災害時に備えて、候補地が仮置場として実際に機能し得るよう、平時から仮置場の配置計画（レイアウト）や現況の把握などの事前準備を行うことが必要であることが共通して認識されていた。

他方、これらの認識はあるものの、災害時の支援要員の確保が発災時にどこまで可能なのかなど、平時には不確実な要素も多く、事前準備には限界や懸念等があるなどといった意見も聴かれた。

このため、市町村によって選定されている仮置場候補地が、災害時に仮置場として円滑に機能し得るのかどうかを把握するため、本調査で把握した1,443か所の仮置場候補地を対象に、i) 市町村有地の利用調整の状況、ii) 市町村有地以外の候補地における利用合意の状況、iii) 仮置場候補地の現況等の把握状況、iv) 仮置場の配置計画（レイアウト）の検討状況などの観点から、市町村における事前準備の状況を把握したところ、多くの観点において、取組が思うように進んでいない結果であった。

特に、国有地や都道府県有地など市町村有地以外の仮置場候補地における、所有者との間の仮置場として利用することに関する合意の状況をみたところ、その8割以上で合意まで至っておらず、災害時において、実際に災害廃棄物の仮置場として利用が可能なのか憂慮される状況にあった。

このほか、選定されている市町村有地の約3割が競合する他目的等の利用予定がある候補地や未調整の候補地であったり、候補地とされた土地が浸水想定区域か否かなど、候補地の現況等の把握が未実施の候補地が7割弱、配置計画（レイアウト）が未確定の候補地が3割以上など、候補地の選定に至っていたとしても、それぞれの候補地が発災後に仮置場として円滑に機能し得るのかどうか疑念が残る状況がみられた。

ウ 国及び都道府県の取組等

(ア) 国及び都道府県の取組状況

環境省では、モデル事業の実施や地域ブロック協議会の活用のほか、仮置場候補地の選定の効果的な進め方等について市区町村向けのワークショップを開催するなどして、市区町村の仮置場候補地の選定に向けた取組への支援が行われていた。

また、都道府県においても、研修会や市区町村用の初動マニュアルの作成や配布等を通じ、仮置場として適当な場所やその選定方法を周知するなどして、域内市町村に対する支援が行われていた。

しかしながら、調査対象とした市町村の中には、仮置場に必要な面積の把握が行

われているにもかかわらず、仮置場候補地の選定に至らなかったり、候補地の選定が行われていたとしても、個々の候補地に対する市町村の事前準備が十分ではない状況がみられた。このような状況の中、域内市町村における仮置場候補地の選定等に当たってのあい路を把握しているとした都道府県は、13 都道府県中 4 都道府県にとどまった。

さらに、域内市町村における仮置場候補地に係る情報について、市町村との間で共有すべき情報があるとした都道府県は 13 都道府県中 12 都道府県と、多くの都道府県で域内市町村における仮置場候補地に係る情報の共有の必要性が認識されていたものの、これらの情報が域内市町村と共有されていない都道府県もみられた。

(イ) 国有地及び都道府県有地に関する情報提供

仮置場候補地の選定に至っていない市町村を主な対象として、仮置場候補地を速やかに選定するために国や都道府県に期待する支援の内容をみたところ、仮置場候補地の周辺住民との調整に係る事例等の紹介や仮置場確保の重要性に係る国民への周知といった内容のほか、半数以上の市町村で、平時における国有地や都道府県有地に係る情報提供や、これらの土地も含めた候補地選定のための支援を求める意見が聴かれた。

しかし、このように、多くの市町村において、国有地や都道府県有地に関連した平時からの支援を求める意見が聴かれる中、地方環境事務所等では、候補地の選定に苦慮する市町村の候補地選定がより一層進むよう、平時から、国有地など市町村有地以外の土地に係る情報を活用した積極的な支援をしている例はみられなかった。

これに関連して、平時から国有地情報を提供していないとする一部の地方環境事務所等では、災害の発生後、市区町村が市区町村有地や都道府県有地を仮置場として確保できない場合にあっては、必要に応じて、利用可能な国有地の情報を提供するとの見解が示された。

また、都道府県においても、都道府県有地については、応急の仮設住宅用地など仮置場以外の他の用途に利用される可能性があることを理由として、平時の情報提供は行わず、災害の発生後、市区町村から仮置場の確保が困難である旨の情報等が寄せられれば、関係機関と調整の上、利用可能な都道府県有地を市区町村に仮置場用地として提供するなどとしている。

このように、国や都道府県では、災害の発生後、必要とされる国有地や都道府県有地の提供を行うとされているものの、市町村における平時の仮置場候補地の選定状況をみたところ、仮置場候補地の選定に至らず苦慮している市町村がみられたほ

か、候補地自体は選定しているものの、仮置場に必要とされる面積を充足していないと判断される市町村が多数みられた。また、候補地の9割以上が市町村有地から選定されており、市町村有地以外の土地が候補地とされている例は極めて限定的であった。

これらの状況を踏まえれば、仮置場候補地の選定を今後より促進するためには、平時から、市区町村において、市区町村有地以外の土地についても候補地の選択肢として広く検討されるような環境が構築される必要がある。

(5) 所見

したがって、環境省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 市区町村において仮置場候補地の選定に至っていない場合の要因・課題を把握・検証し、地域ブロック協議会等を活用して、必要な候補地選定を促すための効果的な支援措置を講ずること。
- ② 仮置場の選択肢をより拡大する観点から、関係機関や都道府県と連携して、市区町村において市区町村有地以外の候補地を含め適当な仮置場候補地の選定が進むよう効果的な支援措置を講ずること。
- ③ 地域ブロック協議会等を活用して、関係部局・関係機関との事前の利用調整や現況等の把握を促すなど、仮置場候補地が災害時に仮置場として円滑に機能するための措置を講ずること。